

令和7年 第1回定例会

高山村議会会議録

令和7年3月5日 開会

令和7年3月18日 閉会

高山村議会

令和7年第1回高山村議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月5日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○村長挨拶	4
○開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○発委第1号の上程、説明	6
○議案第1号～議案第3号の一括上程、説明	7
○議案第4号の上程、説明	8
○議案第5号の上程、説明	9
○議案第6号の上程、説明	11
○議案第7号の上程、説明	11
○議案第8号の上程、説明	12
○議案第9号の上程、説明	12
○議案第10号の上程、説明	13
○議案第11号の上程、説明	14
○議案第12号の上程、説明	14
○議案第13号の上程、説明	15
○議案第14号の上程、説明	17
○議案第15号～議案第22号の一括上程、説明	18
○議案第23号～議案第30号の一括上程、説明	22

○散会の宣告	27
--------	----

第 2 号 (3月6日)

○議事日程	29
○本日の会議に付した事件	29
○出席議員	29
○欠席議員	29
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	29
○事務局職員出席者	29
○開議の宣告	30
○一般質問	30
6番 後藤明宏君	30
8番 後藤肇君	33
5番 飯塚武久君	37
4番 松井陽威君	40
9番 平形富二夫君	42
○休会について	45
○散会の宣告	45

第 3 号 (3月18日)

○議事日程	47
○本日の会議に付した事件	48
○出席議員	48
○欠席議員	48
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	48
○事務局職員出席者	49
○開議の宣告	50
○同意第1号の上程、説明、採決	52
○発委第1号の質疑、討論、採決	54
○議案第1号～議案第3号の質疑、討論、採決	55

○議案第4号の質疑、討論、採決	56
○議案第5号の質疑、討論、採決	57
○議案第6号の質疑、討論、採決	57
○議案第7号の質疑、討論、採決	58
○議案第8号の質疑、討論、採決	58
○議案第9号の質疑、討論、採決	59
○議案第10号の質疑、討論、採決	60
○議案第11号の質疑、討論、採決	60
○議案第12号の質疑、討論、採決	61
○議案第13号の質疑、討論、採決	61
○議案第14号の質疑、討論、採決	62
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
○議案の訂正について	64
○議案第15号～議案第22号の質疑、討論、採決	65
○議案第23号～議案第30号の質疑、討論、採決	67
○委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について	92
○議員派遣について	93
○閉会の宣告	93
○署名議員	95

令和 7 年 3 月 5 日（水曜日）

（ 第 1 号 ）

令和7年第1回高山村議会定例会

議事日程(第1号)

令和7年3月5日(水) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度高山村一般会計補正予算(第6号))
- 日程第 4 発委第 1号 高山村議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 1号 高山村情報公開条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 2号 高山村個人情報保護法施行条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 3号 高山村個人情報保護審査会条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 4号 高山村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 5号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 6号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 7号 高山村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 8号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 9号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 高山村在宅支援事業費用徴収条例の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 高山村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 高山村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第14号 高山村消防団条例の一部改正について
- 日程第19 議案第15号 令和6年度高山村一般会計補正予算(第7号)
- 日程第20 議案第16号 令和6年度高山村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

- 日程第21 議案第17号 令和6年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第22 議案第18号 令和6年度高山村介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第23 議案第19号 令和6年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第2号）
日程第24 議案第20号 令和6年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第25 議案第21号 令和6年度高山村簡易水道事業会計補正予算（第3号）
日程第26 議案第22号 令和6年度高山村水をきれいにする事業会計補正予算（第2号）
日程第27 議案第23号 令和7年度高山村一般会計予算
日程第28 議案第24号 令和7年度高山村国民健康保険特別会計予算
日程第29 議案第25号 令和7年度高山村後期高齢者医療特別会計予算
日程第30 議案第26号 令和7年度高山村介護保険特別会計予算
日程第31 議案第27号 令和7年度高山村土地開発事業特別会計予算
日程第32 議案第28号 令和7年度高山村農業用水事業特別会計予算
日程第33 議案第29号 令和7年度高山村簡易水道事業会計予算
日程第34 議案第30号 令和7年度高山村水をきれいにする事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	渡邊裕治君	2番	平形玉緒君
3番	唐澤徳治君	4番	松井陽威君
5番	飯塚武久君	6番	後藤明宏君
7番	佐藤晴夫君	8番	後藤肇君
9番	平形富二夫君	10番	山口英司君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	平形郁雄君
教育長	山口廣君	総務課長	後藤好君

會計管理者兼 稅務會計課長	本 間 尚 也 君	住 民 課 長	都 筑 喜久雄 君
保 健 み ら い 長	金 井 等 君	農 林 課 長	平 形 英 俊 君
建 設 課 長	割 田 信 一 君	地 域 振 興 課 長	林 隆 文 君
教 育 課 長	飯 塚 優 一 郎 君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	小 池 正 浩	書 記	林 大 生
-------------	---------	-----	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（山口英司君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

ただいまから令和7年第1回高山村議会定例会を開会します。

◎村長挨拶

○議長（山口英司君） 最初に、村長より、議会招集の挨拶をお願いします。

村長。

○村長（後藤幸三君） 令和7年第1回高山村議会定例会の開会に当たり、議会招集の挨拶を申し上げます。

年度末を迎え、公私ともにご多用のところ、議員全員のご出席を賜り、ここに高山村議会定例会が開催されますことに心より感謝を申し上げます。

令和6年度も残り僅かとなりましたが、本年度の村政運営も、総じて順調に推移してきたのではないかと考えております。これもひとえに、議員各位をはじめ、村民皆様のご理解とご協力によるものと深く感謝申し上げます。

さて、本年1月から2月にかけて、役場庁舎、また、ふれあいプラザの整備に関する住民説明会を開催いたしました。13会場に延べ345人の方々が足を運んでくださり、多くのご意見を賜りました。いただいたご意見を参考に、議員各位と協議させていただきながら、今後の方針を決めてまいりたいと考えております。

また、残念ながら、先月をもって、JA全農ぐんま高山サービスステーションが閉鎖となってしまいました。しばらくの間は、その状況を注視してまいらなければなりませんし、支障があれば、何らかの対策を講じていかなければならないと考えております。

難しい課題が山積しておりますが、今後とも議員各位の助言を仰ぎながら、この難局を乗り切ってまいりたいと考えておりますので、今後ともご理解、ご協力賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、本定例会への提出案件でございますが、承認が1件、条例改正の議案が14件、令

和6年度の補正予算、令和7年度の当初予算がそれぞれ8件と、合わせて31件となります。
ご審議いただきますようお願い申し上げ、議会招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

- 議長（山口英司君） 本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山口英司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番、渡邊裕治議員及び2番、平形玉緒議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（山口英司君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの14日間としたいと思います。
ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。
したがって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの14日間と決定しました。
-

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（山口英司君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和

6年度高山村一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度高山村一般会計補正予算（第6号））について説明を申し上げます。

本補正は、令和6年11月22日に閣議決定された国民の安全・安心と持続的な成長に向けた総合経済対策の趣旨を踏まえ、令和6年度住民税非課税世帯に対し1世帯当たり3万円、その世帯に18歳以下の児童がいる場合は、児童1人当たり2万円を加算して給付するものとなります。

本支給に伴い、対象者抽出のためのシステム改修が必要なことから、早期支給のため、専決処分をさせていただきました。現在、システム改修は完了いたしまして、3月中には該当者への申請書類発送を完了し、給付金は翌年度へ繰り越して、4月から振込みが開始できるように準備を進めております。

以上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山口英司君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度高山村一般会計補正予算（第6号））を採決します。

本件は承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎発委第1号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第4、発委第1号 高山村議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

6番、後藤議員。

〔議会運営委員長 後藤明宏君登壇〕

○議会運営委員長（後藤明宏君） 発委第1号 高山村議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、趣旨説明を申し上げます。

第1条の改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に対応するとともに、所要の規定の整備を行うものでございます。

第2条の改正は、刑法等の一部を改正する法律により、刑の種類である懲役と禁錮が拘禁刑に一本化されたことによるものでございます。

議員全員のご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げ、議案提出に当たっての趣旨説明といたします。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第1号～議案第3号の一括上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第5、議案第1号 高山村情報公開条例の一部改正についてから日程第7、議案第3号 高山村個人情報保護審査会条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第1号から議案第3号までの3議案について、一括して説明を申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布されました。この改正により、刑

の種類である懲役と禁錮を一本化し、拘禁刑とされたことに伴う改正となります。

なお、施行日については、令和5年11月10日に刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が公布され、令和7年6月1日とされております。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第8、議案第4号 高山村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第4号 高山村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

主な改正点は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に係るもので、制限対象者を3歳に満たない子のある職員から小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に改めるものとなります。

改正の詳細については、総務課長に説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 後藤総務課長。

○総務課長（後藤 好君） 議案第4号の補足説明をさせていただきます。

議案書21ページから、新旧対照表は20ページからとなりますので、ご覧いただきたいと思っております。

最初に、第8条の2は、育児または介護を行う職員の早出・遅出勤務を可能とする職員について定めているもので、第1項では育児を行う職員について、第2項では介護を行う職員について規定がされております。

第1項の改正は、対象者の要件定義を職員から子に改めるもので、これに伴い字句の配列

が変更されておりますが、内容の大きな変更はございません。

第2項の改正では、介護を行う職員について、第1項の規定を読み替えて適用しておりますので、第1項の変更に伴い改正をするものでございます。

次に、第8条の3の第2項の改正は、村長の提案説明にもありましたが、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限対象者の範囲が、3歳未満の子がある職員から小学校就学前の子がある職員へと拡大されることとなります。

第3項及び第4項の読替規定は、第2項の変更に伴い、改正をするものとなっております。

第15条第1項の改正は、第17条における配偶者等の定義をしているものでございます。

第17条の2及び第17条の3は、新たに加えられるもので、配偶者等の介護が必要となった場合に、仕事と介護の両立が図られるよう面談等を行い、当該職員の意向を確認するとともに、職員が40歳に到達する年度においては、介護休暇、勤務時間の特例など、介護に関する制度の情報提供を義務化するものとなります。

以上、議案第4号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第9、議案第5号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第5号 職員の給与に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

本改正は、人事院勧告及び群馬県人事委員会勧告に伴う改正のうち、令和7年4月1日を施行日とする部分の改正で、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当並びに給料表の改定が主なものとなります。

改正の詳細については、総務課長に説明させますので、原案のとおり可決くださいますよ

うお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 後藤総務課長。

○総務課長（後藤 好君） 議案第5号の補足説明をさせていただきます。

議案書は26ページから、新旧対照表も26ページからとなりますので、ご覧いただきたいと思えます。

最初に、第4条第5項の改正は、昇給抑制の年齢の特例を削るものとなってございます。

第9条の改正は、扶養親族から配偶者を除き、子に係る扶養手当を充実させるもので、満22歳までの子については1万円から1万3,000円へと増額になります。ただし、扶養手当の額の改定には経過措置が設けられておりまして、令和7年度中に限り、配偶者は3,000円を、満22歳までの子については1万1,000円を支給することとされております。

第10条の改正は、第9条の改正に伴い、対応する号番号を改めるものとなってございます。

第11条の改正は、特地勤務手当を採用時から支給可能とするものとなりますが、高山村においては支給対象となる地域はございません。

第12条の改正は、通勤手当について、支給限度額を5万5,000円から15万円へと増額するものとなります。電車・バスなどによる遠距離通勤が想定される場所ですが、高山村の職員については、ほぼ全員が自動車通勤であり、その限度額は3万1,600円と、変更される場所はございません。

第17条の3の改正は、定年前再任用短時間勤務職員に対して、住居手当及び特地勤務手当の支給ができるよう改めるものとなります。

第18条の改正は、期末手当の支給率について、昨年12月に年間分として0.05月分引き上げたものを、令和7年度6月支給分と12月支給分とに平準化を図る改正となってございます。

第19条の改正は、勤勉手当の支給率について、期末手当同様の改正をするものでございます。

次に、別表の改正ですが、3級以上の級において、それぞれ号給数が繰り上げられました。3級で4号給、4級及び5級で8号給、6級で12号給が繰り上げられております。

なお、4月1日から新たな給料表が適用されることとなりますが、その際に、附則に定められた号給対応表により号給の切替えを行うこととなります。

以上、議案第5号の補足説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第10、議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が令和6年に改正され、本年4月から施行されることとなりました。この法律の改正に伴い、引用している条項にずれが生じたため、改めるものでございます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第11、議案第7号 高山村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第7号 高山村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

本改正は、人事院勧告及び群馬県人事委員会勧告に伴う改正で、定年前再任用短時間勤務職員にも寒冷地手当を支給できることとなります。また、附則第2条では、暫定再任用短時

間勤務職員にも、同様に寒冷地手当を支給できるように規定されているところがございます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第12、議案第8号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第8号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

本改正は、人事院勧告及び群馬県人事委員会勧告に伴う改正のうち、令和7年4月1日を施行日とする部分の改正となります。

職員と同様に、期末手当の支給率について、昨年12月に年間分として0.05月分引き上げたものを、6月支給分と12月支給分とに平準化を図るものでございます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第13、議案第9号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第9号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

本条例は、令和5年に地方公務員法の改正を受け、関係条例を一括して改正した条例となります。当該条例の附則第4条において、職員の給与に関する条例の経過措置を設けておりましたが、この経過措置を改めるものとなります。

改正の内容ですが、第10条の2で定める住居手当、第11条の2及び第11条の3で定める特勤手当を経過措置規定から削除することにより、暫定再任用短時間勤務職員にも住居手当及び特勤手当が支給できるように改めるものでございます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第14、議案第10号 高山村在宅支援事業費用徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第10号 高山村在宅支援事業費用徴収条例の一部改正について説明を申し上げます。

議案書49ページ、新旧対照表は43ページをご覧ください。

以前、村直営で行っておりました高山村在宅高齢者等自立支援ホームヘルプサービス事業及び高山村自立支援デイサービス事業の各要綱を廃止するに当たり、高山村在宅支援事業費用徴収条例から各事業を削除するものでございます。

現在、利用を希望する方は介護認定を受けて、民間の介護保険サービスを利用しております。

以上、ご理解いただきまして、可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

だきます。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第15、議案第11号 高山村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第11号 高山村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明申し上げます。

このたびの条例改正は、国の制度改正に伴うもので、65歳以上の第1号被保険者の数が3,000人以上で、複数の地域包括支援センターがある自治体を対象としたもので、職員配置について、柔軟な職員配置を可能とするための所要の改正を行うものであります。高山村はこれに該当しませんが、その他の文言整理とともに改正するものであります。

以上、条例改正について、概要を申し上げましたが、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第16、議案第12号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第12号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書54ページ、新旧対照表は47ページをご覧ください。

今回の条例の改正は、群馬県が小口資金に係る返済負担軽減策として、平成15年度から実施している借換え制度について、令和7年度も引き続き継続することを受けて改正するもので、本文附則の期日を改正するものでございます。

改正の内容ですが、附則第2項中、令和7年を令和8年に改めるものでございます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第17、議案第13号 高山村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第13号 高山村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書56ページからとなります。新旧対照表は48ページからご覧ください。

今回の条例改正は、令和3年7月の静岡県熱海市での土砂災害発生を受け、令和5年5月に、危険な盛土等を全国一律の基準で規制する宅地造成及び特定盛土等規制法が改正されました。

この改正を受けて、県の土砂等による埋立て等の規制に関する条例を改正することから、本村の土砂等による埋立て等の規制に関する条例についても改正するものであります。

土砂等の埋立ての環境基準については、500平方メートル以上3,000平方メートル未満は市町村、3,000平方メートル以上が群馬県の規制となります。

この改正の趣旨については、土砂等の搬入計画の届出により、埋立ての目的、搬入期間、そして数量についての内容を事前に提出することにより、周辺地域の環境保全計画について把握することができ、人的な災害を防止することが目的となります。

施行期日が異なることから、第1条及び第2条編成となります。

最初に、第1条、高山村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部改正内容について説明いたします。

第9条第6項中については、字句の整理となります。

第10条については、本条例の略称規定となります。

第16条、第19条、第20条については、字句の改正となります。

第31条については、第39条と改正するものです。

第30条についても、字句の改正と、第30条を第38条と改正するものでございます。

第29条についても、字句の改正と、第29条を第37条と改正するものでございます。

第28条についても、字句の改正となります。

議案書は57ページとなります。

第27条についても、字句の改正と、第27条を第35条と改正するものであります。

第26条を第34条と改正し、第22条から第25条までをそれぞれ8条繰り下げ、第21条の次に次の8条を加える改正となります。

第22条、小規模特定事業に係る土砂等の搬入計画の届出について、第1項で定義し、第2項から第4項については、搬入計画の届出について規定を加えております。

第23条、土砂等の搬入計画の変更の届出について、第1項で定義し、第2項、第3項において、搬入計画の変更について規定を加えております。

議案書は58ページとなります。

第24条、土砂等の搬入の事前届出等について、第1項で定義し、第2項、第3項において、事前届出等について規定を加えております。

議案書は59ページとなります。

第25条において、小規模特定事業の完了等の届出等について規定を加え、第26条において、土壌の検査等について規定を加えております。

第27条において、書類の備え置き等について規定を加え、第28条において、改善命令等について規定を加えております。

議案書は60ページとなります。

第29条において、規定に違反した場合の措置命令の規定を加えております。

次に、第2条、高山村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部改正内容について説明をいたします。

第35条及び第36条中の懲役を拘禁刑に改正するものであります。

最後に、附則ですが、第1項の施行期日については、第1条を令和7年5月26日から施行することとし、第2条を令和7年6月1日から施行するものと規定しており、第2項及び第3項においては、経過措置を規定しております。

以上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第14号の上げ、説明

○議長（山口英司君） 日程第18、議案第14号 高山村消防団条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第14号 高山村消防団条例の一部改正について説明申し上げます。

第15条の改正は、消防団員がその職務に従事した場合の費用弁償として、一律1,000円を支給したいというものでございます。

現在は、同様の名目により、1,000円から1,500円を補助金として支給しておりましたが、これを補助金から費用弁償として支給するよう改めるものでございます。

別表の改正は、団員報酬の支給時期について、毎年度10月と定めておりましたが、柔軟な支給を可能とするよう、これを削るものでございます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第15号～議案第22号の一括上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第19、議案第15号 令和6年度高山村一般会計補正予算（第7号）から日程第26、議案第22号 令和6年度高山村水をきれいにする事業会計補正予算（第2号）までの8議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第15号から議案22号までの8議案について、一括して説明を申し上げます。

最初に、議案第15号 令和6年度高山村一般会計補正予算（第7号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から2億5,669万8,000円を減額し、予算総額を32億9,406万1,000円とするものでございます。

議案書70ページ、第2表の繰越明許費補正では、10の事業、合わせて6,977万5,000円を令和7年度に繰り越して実施したいというものでございます。

議案書71ページ、第3表の地方債補正では、借り入れることのできる過疎債の額が確定したことにより、補正をお願いするものでございます。これにより、令和6年度の過疎債借入額は1億5,490万円となる見込みでございます。

本補正では、各費目で事業量の変更などにより、大幅な減額補正となりましたが、これにより、財政調整基金から2億692万6,000円の取崩しが不要となっております。

続きまして、議案第16号 令和6年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から1,960万9,000円を減額し、予算総額を4億8,962万円とするものでございます。

事業実績に基づき計数整理を行うものとなりますが、主な減額の理由は、保険給付費等が見込みより少なかったことによるものでございます。

事項別明細書は156ページをご覧ください。

歳入では、主に、1款国民健康保険税で842万円の増額、4款県支出金の保険給付費等交

付金で1,607万9,000円の減額、6款繰入金で1,301万2,000円の減額となります。

事項別明細書は157ページをご覧ください。

歳出では、主に、2款保険給付費で1,709万4,000円の減額、6款保健事業費で165万2,000円の減額となります。

続きまして、議案第17号 令和6年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、事業実績に基づき計数整理を行うもので、既定の予算から235万2,000円を減額し、予算総額を6,356万2,000円とするものでございます。

事項別明細書は170ページをご覧ください。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料で22万3,000円の減額、3款繰入金で106万9,000円の減額、5款諸収入で106万円の減額となります。

事項別明細書は171ページをご覧ください。

歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金で126万円2,000円の減額、3款保健事業費で109万円の減額となります。

続きまして、議案第18号 令和6年度高山村介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から5,415万円を減額し、予算総額を4億8,621万1,000円とするものでございます。

令和6年度の事業実績に基づき計数整理を行うものとなりますが、主な減額の理由は、介護サービス給付が見込みより少なかったことによるものでございます。

事項別明細書は182ページをご覧ください。

歳入では、1款保険料で21万9,000円の減額、3款国庫支出金では334万9,000円の減額、4款支払基金交付金では1,736万5,000円の減額、5款県支出金では936万9,000円の減額、7款繰入金では2,370万4,000円の減額となります。

事項別明細書は183ページをご覧ください。

歳出では、2款保険給付費で5,054万円の減額、3款地域支援事業では328万3,000円の減額となります。

続いて、議案第19号 令和6年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から3,767万円を減額し、予算総額を1,586万6,000円とするも

のでございます。

事項別明細書206ページ、207ページをご覧ください。

歳入では、1款財産収入において、不動産売払収入の1,947万2,000円を減額するものでございます。当初予算計上した古屋団地の残り1区画及び本宿田中団地の分譲地についてとなります。

2款繰入金においても、一般会計繰入金1,819万8,000円を減額するものであります。

事項別明細書210ページ、211ページをご覧ください。

歳出では、1目宅地造成管理費において、計数整理により7万8,000円を減額するものであります。

2目宅地造成事業費においては、3,759万2,000円を減額するものであります。

古屋団地事業費では、27節繰出金において、一般会計繰出金136万8,000円を減額し、田中団地事業費では、27節繰出金の一般会計繰出金1,810万4,000円を減額するものであります。

五領地区団地造成事業費では、1,812万円を減額するものでございます。令和6年度において実施設計業務を実施しておりますが、農地転用の事務に時間を要するため、宅地造成用地取得を令和7年度において実施していきたいことから減額するものでございます。

続いて、議案第20号 令和6年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から79万4,000円を減額し、予算総額を4,127万1,000円とするものでございます。

議案書4ページをご覧ください。

繰越明許費として、和田の上貯水池送水ポンプ改修工事1,000万円について、資材納入に時間を要し、翌年度に繰越しして実施したいというものでございます。

議案書7ページをご覧ください。

歳入では、1款1項1目一般会計繰入金が79万4,000円の減額となります。

続いて、8ページをご覧ください。

歳出では、1款1項1目施設管理費、10節において、消耗機材類で5万円の減額、そして、施設修繕料で72万円の減額補正となります。

また、12節委託料において、新田老人クラブにお願いしている新田貯水池の下刈り作業について、ブロック積みの上部分で危険を伴うため、その面積部分を控除したことにより、2

万4,000円の減額補正となります。

議案第21号 令和6年度高山村簡易水道事業会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入の簡易水道事業収益を176万2,000円減額し、補正後の予算額を8,791万3,000円とし、収益的支出の簡易水道事業費用を382万6,000円減額し、補正後の予算額を9,201万7,000円としたいものでございます。

また、資本的収入の簡易水道事業資本的収入を229万円減額し、補正後の予算額を3,402万3,000円とし、資本的支出の簡易水道事業資本的支出を289万1,000円減額して、補正後の予算額を3,870万円としたいものでございます。

主な補正理由といたしますと、収益的収入では現年度使用料の減額、収益的支出では水道施設電気料や各種委託料の減額などで、資本的収入では建設改良事業債や過疎対策事業債の減額、資本的支出では各種工事費の減額となります。

続いて、議案第22号 令和6年度高山村水をきれいにする事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入の下水道事業収益を18万3,000円減額して、補正後の予算額を1億1,273万8,000円とし、収益的支出の下水道事業費用を336万4,000円減額し、補正後の予算額を1億4,846万7,000円としたいものであります。

また、資本的収入の下水道事業資本的収入を265万円減額し、補正後の予算額を7,127万9,000円とし、資本的支出の下水道事業資本的支出を271万2,000円減額し、補正後の予算額を7,160万円としたいものでございます。

主な補正理由といたしますと、収益的収入では現年度使用料や消費税還付金の減額、収益的支出では修繕料や電気料の減額など、資本的収入では現年度受益者分担金の減額、資本的支出では各種工事費の減額などであります。

以上、各会計の補正予算について概要を申し上げましたが、詳細につきましては、審議いただく中で各担当より説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午前11時5分より再開します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○議長（山口英司君） 再開します。

◎議案第23号～議案第30号の一括上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第27、議案第23号 令和7年度高山村一般会計予算から日程第34、議案第30号 令和7年度高山村水をきれいにする事業会計予算までの8議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第23号から議案第30号まで、一括して説明申し上げます。

最初に、議案第23号 令和7年度高山村一般会計予算について説明申し上げます。

予算規模は、前年当初比で1億8,058万6,000円、5.6%増の34億2,799万4,000円となりました。

予算編成に当たっては、令和7年度に重点的に取り組む事業として、「村の資源を有効活用できる、地域産業の成長に関すること」、「むらの中心地づくりの着実な推進に関すること」、「庁舎等の整備に関すること」、「脱炭素化事業に関すること」の4項目を挙げさせていただきました。

中長期的に取り組まなければならない事業が多く、昨年も重点事項として掲げた事項も含まれております。また、ゼロ予算ベースのものもあります。全てが令和7年度予算に反映されているわけではありませんが、これらの事業について、重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

主要事業として、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業に1億1,200万円の予算を計上いたしました。荒廃が進む森林の整備に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

教育関係では、GIGAスクールの端末更新や中学校の玄関改修など、将来を担う子供たちの教育環境整備もしっかりとしまいにたいと考えております。

また、移住・定住促進に関する事業に、合わせて3,000万円の予算を計上しております。来年度は、移住者がスムーズに地域生活に溶け込めるよう、定住支援員の設置を計画しております。人口の自然減少に歯止めがかからない現状を考慮して、移住・定住対策にはさらに力を入れてまいりたいと考えております。

「入るを量って出るを制す」は、財政運営の大原則であります。自主的・主体的な地域づくりを進めていくためにも、財政基盤がしっかりしていなければならないことは言うまでもありません。

なお一層、創意・工夫、冗費の削減に努め、健全財政を堅持し、さらなる住民福祉の向上に努めてまいる所存でございますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第24号 令和7年度高山村国民健康保険特別会計予算について説明申し上げます。

予算規模は、前年当初比で852万3,000円、1.7%減の4億9,471万1,000円となりました。

国民健康保険は国民皆保険の中核として、地域住民の健康維持・増進に大きく貢献しますが、中高年層や低所得層の加入者が多く、また、医療費水準が高いといった構造的な問題を抱えており、その財政運営は厳しい状況が続いております。

歳入では、主に、1款国民健康保険税で8,265万4,000円を見込み、前年度に比べ435万7,000円の増額となります。4款県支出金で3億6,232万9,000円、6款繰入金で4,336万4,000円、8款諸収入で505万9,000円を計上いたしました。

歳出では、主に、1款総務費で533万5,000円、2款保険給付費で3億4,837万5,000円、3款国民健康保険事業費納付金で1億1,829万5,000円、6款保健事業費で1,529万3,000円、9款諸支出金で636万3,000円を計上いたしました。

続きまして、議案第25号 令和7年度高山村後期高齢者医療特別会計予算について説明申し上げます。

予算規模は、前年当初に比べ63万3,000円、0.9%増の6,536万2,000円となりました。

後期高齢者医療制度は、県内全市町村で組織する群馬県後期高齢者医療広域連合により運営されております。

歳入では、主に、1款後期高齢者医療保険料で4,351万4,000円を見込み、前年度と比べ

102万円の増額となります。3款県繰入金では1,803万8,000円、5款諸収入では380万9,000円を計上いたしました。

歳出では、主に、1款総務費で121万円、2款後期高齢者医療広域連合納付金で5,987万3,000円、3款保健事業費で417万8,000円、4款諸支出金で10万1,000円を計上いたしました。

続きまして、議案第26号 令和7年度高山村介護保険特別会計予算について説明申し上げます。

予算規模は、前年当初に比べ354万9,000円、0.7%減の4億9,897万7,000円となりました。

介護保険制度は、平成12年度から始まり、3年ごとの保険料の見直しや幾多の改正等が行われ、高齢者を支える福祉制度として定着しております。

歳入では、主に、1款保険料で8,549万3,000円を見込み、前年度に比べると73万2,000円の減額となります。2款使用料及び手数料で126万円、3款国庫支出金で1億2,322万2,000円、4款支払基金交付金で1億2,616万4,000円、5款県支出金で6,791万9,000円、7款繰入金で8,636万6,000円、8款繰越金で850万円を計上いたしました。

歳出では、1款総務費で720万6,000円、2款保険給付費で4億5,952万6,000円、3款地域支援事業費で2,344万4,000円、5款諸支出金で875万1,000円の計上となります。

続きまして、議案第27号 令和7年度高山村土地開発事業特別会計予算について説明申し上げます。

予算規模は、前年当初比で3,919万9,000円、74.2%増の9,200万9,000円となりました。

各団地の維持管理費を計上し、令和5年度より販売開始しております本宿田中団地については、1区画の申込みがあり、現在手続中であります。引き続き、手続中の区画も含め、分譲地6区画の販売を進め、古屋団地の1区画の早期販売を促進していきます。

また、令和6年度実施予定だった五領下ノ宿地区の用地取得費についても新たに計上してあります。

歳入につきましては、1款財産収入において、土地売払収入1,947万2,000円、2款繰入金において、一般会計繰入金7,248万8,000円、3款繰越金において、前年度繰越金として4万9,000円を予算計上するものでございます。

歳出につきましては、1款事業費において、宅地造成管理費で40万7,000円、宅地造成事業費で9,160万2,000円を予算計上しております。

続きまして、議案第28号 令和7年度高山村農業用水事業特別会計予算について説明申し

上げます。

予算規模は、前年当初比で6,627万4,000円、182.9%増の1億251万2,000円となりました。
議案書6ページをご覧ください。

歳入では、2款1項1目一般会計繰入金が5,488万1,000円の増額、3款1項1目農業用水事業補助金が県補助金の小規模農村整備事業補助金で151万4,000円の増額、4款1項1目繰越金が前年度と同額、6款1項1目雑入が県営原土地改良事業、農業用水埋設管補償工事に伴う県補償金987万9,000円となります。

続いて、7ページをご覧ください。

歳出では、1款1項1目施設管理費で6,627万4,000円と大幅な増額となります。

主な要因としては、14節工事請負費において、県営原土地改良事業に伴う補償工事で1,925万円、そして、高山揚水場のゴンドラ稼働に使用している有害なPCB製品があり、こちらは国で定めているPCB廃棄物の処分期限が令和9年3月末までとなっており、令和7年度高山揚水場地上設備PCB機器取替工事を実施するため1,395万3,000円、その他、電気料で367万円の増額、上毛電業に農業用水の保守管理をお願いしている業務委託料で398万4,000円の増額、また、貯水池県営調査事業において、防災重点農業用ため池の指定を受けている8池のうち、和田の上貯水池、内見縄貯水池、梅沢貯水池の現地調査費として700万円、十二平貯水池の県営調査事業負担金として300万円、そして、JRとの立坑廃止協議に向けて、今年度、送水管湧水迂回措置工事をJRに任せて行う工事業務委託料として2,100万円などが主な要因となります。

続きまして、議案第29号 令和7年度高山村簡易水道事業会計予算について説明申し上げます。

予算の概要ですが、第2条において、業務の予定量として、給水戸数を1,104戸、年間総配水量を36万7,970立方メートルと定めております。

第3条では、収益的収入及び支出として、簡易水道事業収益の予算額を9,054万9,000円とし、簡易水道事業費用の予算額を9,815万4,000円としております。

主なものは、収益的収入では現年度使用料や一般会計繰入金、長期前受金戻入などで、収益的支出では水道施設電気使用料や修繕料、水質検査手数料、職員人件費、経営戦略見直し業務委託料及び減価償却費などであります。

第4条では、資本的収入及び支出として、簡易水道事業資本的収入の予算額を774万円とし、簡易水道事業資本的支出の予算額を1,310万1,000円としております。

主なものは、資本的収入では建設改良事業債、過疎対策事業債及び一般会計繰入金などで、資本的支出は原・梅沢地区連絡管布設工事等の工事請負費と起債元金償還金などであります。

なお、不足する額の536万1,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額及び引継金で補填するものとなります。

第5条では、企業債の目的や限度額などを定めており、建設改良事業債と過疎対策事業債の限度額をそれぞれ160万円としております。

続きまして、議案第30号 令和7年度高山村水をきれいにする事業会計予算について説明申し上げます。

予算の概要ですが、第2条において、業務の予定量として、接続戸数を795戸、年間有収水量を21万2,684立方メートルと定めております。

第3条では、収益的収入及び支出として、下水道事業収益の予算額を1億1,774万7,000円とし、下水道事業費用の予算額を1億5,027万円としております。

主なものは、収益的収入では現年度使用料や一般会計繰入金、長期前受金戻入などで、収益的支出では各施設の電気使用料、修繕料、保守点検料や職員人件費、経営戦略見直し業務委託料、減価償却費及び企業債の利子償還金などであります。

第4条では、資本的収入及び支出として、下水道事業資本的収入の予算額を9,280万3,000円とし、下水道事業資本的支出の予算額を9,300万3,000円としております。

主なものは、資本的収入では建設改良事業債、過疎対策事業債及び一般会計繰入金などで、資本的支出は汚水処理施設内機材更新工事等の工事請負費と起債元金償還金などであります。

なお、不足する額の20万円は、引継金で補填するものになります。

第5条では、企業債の目的や限度額などを定めており、建設改良事業債と過疎対策事業債の限度額をそれぞれ1,310万円としております。

以上、各会計の当初予算について概要を申し上げましたが、詳細につきましては、予算審査の中で各担当より説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（山口英司君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、次の本会議は明日6日午前10時に開きますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時29分

令和 7 年 3 月 6 日（木曜日）

（ 第 2 号 ）

令和7年第1回高山村議会定例会

議事日程(第2号)

令和7年3月6日(木) 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	渡邊裕治君	2番	平形玉緒君
3番	唐澤徳治君	4番	松井陽威君
5番	飯塚武久君	6番	後藤明宏君
7番	佐藤晴夫君	8番	後藤肇君
9番	平形富二夫君	10番	山口英司君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	平形郁雄君
教育長	山口廣君	総務課長	後藤好君
会計管理者兼 税務会計課長	本間尚也君	住民課長	都筑喜久雄君
保健みらい 課長	金井等君	農林課長	平形英俊君
建設課長	割田信一君	地域振興課長	林隆文君
教育課長	飯塚優一郎君		

事務局職員出席者

議会事務局長 小池正浩 書記 林大生

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（山口英司君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

◎一般質問

○議長（山口英司君） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 後 藤 明 宏 君

○議長（山口英司君） 最初に、6番、後藤明宏議員の発言を許可します。

6番、後藤議員。

〔6番 後藤明宏君登壇〕

○6番（後藤明宏君） 議長より質問の機会をいただきましたので、役場庁舎・ふれあいプラザの整備について質問させていただきます。

去る1月、2月、13回にわたり、整備に関する住民説明会が行われました。たくさんの住民の方から意見と要望を伺いました。説明会終了後3週間ですが、村民の思いをどう受け止めて、役場庁舎・ふれあいプラザの整備をどのように進めていくか、現時点での村長のお考えをお聞かせください。

また、説明会で少子高齢化の影響にて人口減少が高山村でも進む中、小学校、中学校の校舎をまとめ、空いた校舎側に庁舎を移転してはとの、幾つかの地区で意見を伺いました。そのときに教育長より小中一貫校、義務教育学校に移行していく必要があり、教育委員会でも検討を始めたと同いました。具体的に義務教育学校に移行するとなると、いつ頃になるのか、また、今後の進め方、群馬県内の義務教育学校化の現状を教育長にお伺いいたします。

○議長（山口英司君） 村長及び教育長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま後藤明宏議員から質問をいただきました。その質問にお答えいたします。

役場庁舎・ふれあいプラザの整備に関する住民説明会では、1月23日から2月14日の間、13の会場で開催し、延べ345名の方の参加をいただき、多岐にわたり多くの意見をいただきました。いただいた意見を踏まえつつ、今後の方針を検討してまいりたいと思います。

説明会においての村民皆様のご意見を拝聴している中で、一体的に整備をしたいと考えていた役場庁舎・ふれあいプラザの両施設については、それぞれの施設が持つ機能や特性、目的が大きく違うことを踏まえ、現時点ではそれぞれの施設について個別に検討をしてまいりたいと考えるに至りました。

庁舎については、役場庁舎整備等検討委員会を軸に検討を進めつつ、逐一、議会との協議を経て、整備方針をまとめてまいりたいと思います。その過程では、説明会に参加いただけなかった方々の意見も反映させなければならないと思っております。アンケート調査などの手法も検討してまいりたいと思っております。

また、専門的知見の乏しい職員による検討だけではなく、発注者の立場に立って、コスト、品質、スケジュールの最適化、発注者の意思決定支援と発注業務能力の補填などのサポートをしてくれるコンストラクション・マネジメント方式、いわゆるCM方式を取り入れてまいりたいと考えております。

ないに越したことはありませんが、万一、災害が発生したときに、住民の避難、災害応急対策の拠点として、また、災害がやんだ後に災害復旧、復興の拠点としての機能が発揮できなかったといったことがないように、耐震性能の低い庁舎の整備を急いでまいりたいと考えております。

ふれあいプラザについては、赤字が続いている現状ではありますが、費用面のみならず福祉的観点や観光面、源泉の状況なども考慮しつつ、検討委員会など整備について検討する組織の設置なども視野に、さらなる検討を重ねてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、村民誰もが利用しやすくかつ無駄のないよう必要最小限の機能とすることを念頭に置き、他の公共施設との兼ね合いも考慮しながら進めてまいりたいと思っております。議員各位におかれましては、特段のご理解、ご協力をくださいますようお願い申し上げます。後藤明宏議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 教育長。

○教育長（山口 廣君） 後藤明宏議員の義務教育学校についてのご質問にお答えいたします。

最初に、義務教育学校について簡単に説明したいと思います。

義務教育学校は、小学校から中学校までの義務教育を1つの学校で一貫して行う学校です。

1人の校長の下、1つの教職員組織で教育を行います。

学年は1年生から9年生で、1年生から6年生までを前期課程といい、小学校と同じ内容の学習をします。7年生から9年生は後期課程といい、中学校と同じ内容の学習をします。

群馬県内の義務教育学校は現在4校あります。太田市立北の杜学園、桐生市立黒保根学園、みどり市立あずま小中学校、南牧村立なんもく学園、以上、現在4校。そして、この4月には川場村も義務教育学校を開校いたします。と同時に、報道されていますが、沼田市も義務教育学校をつくる予定でいるというのが現状です。

高山村教育委員会では、義務教育学校の構想を検討しています。内容は小学校を中学校の敷地内に持っていき、義務教育学校とすることで教育委員の皆さんの考えが一致しています。教室は数学年分増設する必要がありますが、具体的な内容については検討中です。

義務教育学校が開校になるまでの期間ですが、保護者や村民の皆様へ説明し、意見を聞くなどを行うことも含め、最低3年間の準備期間が必要です。実施時期につきましては、実施するかどうかを含め、村長をはじめとした関係者と検討していくこととなります。

以上、後藤明宏議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 6番、後藤議員。

○6番（後藤明宏君） 村長、教育長、ご答弁ありがとうございました。

少子化による人口減少は高山村だけではありませんが、今後、役場庁舎・ふれあいプラザの整備を進めるに当たり、人口減少を見据え、義務教育学校への移行も同時に検討していただき、この整備の選択肢を広げ、コンパクトでベストな村づくりを進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（山口英司君） 村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま教育長のほうからも答弁がございました義務教育学校の開設ですね。

やはり今、教育改革の時期に来ているのだと思うんです。この時期を捉えて、なるべく早い時期に、義務教育学校というのを教育長と相談しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山口英司君） 6番、後藤議員。

○6番（後藤明宏君） 今回の役場庁舎・ふれあいプラザの整備に関する住民説明会を見て、現在の建物の状況は住民にも十分理解していただけたと思います。今後、整備の検討を進め
る中で、住民への説明と理解を求めながら進めていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

◇ 後 藤 肇 君

○議長（山口英司君） 次に、8番、後藤肇議員の発言を許可します。

8番、後藤議員。

〔8番 後藤 肇君登壇〕

○8番（後藤 肇君） まずは、一般質問ができることを歓迎して質問させていただきたい
と思います。

先ほど、後藤明宏議員が、庁舎整備、プラザの件についてお尋ねをしたんですけれども、
かぶる場合がございますので、ご了承いただきながらお聞きいただければと思います。

まず、さきの村長の答弁の中でも350人程度の方が参加していただいて、13会場で開催さ
れた。まずは、このできたことを私なりにはすごく歓迎するところでございます。今までこ
ういった対話とかそういうものがなかったからです。アンケートとかそういうものは多少あ
ったかもしれないんですけれども、やはり、こういった膝を突き合わせての会話が一番必要。
プラスアルファ、アンケート。アンケートに関しても1回ではなく2回、3回として詰めて
いく。やっぱりそのくらいの勢いがあるのもいいのではないかと思います。

それでは、内容についてお尋ねしていきたいと思います。

まず、説明会では村民のニーズが聞けたと私は思っております。

庁舎整備に関しては少し前進したかな。その中で、若年層では、もう少し具体的な話があ
ってもよかったのではないかという意見がございました。その反対に、年齢の高い方に関し
ては、質問、意見が多く出たと思います。村民との間には、まだまだ大きな溝を感じたとこ
ろでございます。

その理由として、今まで箱物を造ってきた、道の駅人道橋のこと、さとのわの建設費が2
倍であること、こういうものがやはり、最新の説明がまだ不足しているのではないかという

気がしましたので、説明会の答弁の中でもございましたように、詳細についてはその機会を持つという話がございましたので、その具体的な回答をぜひ得られればと私は思っております。

2番目として、各会場におきまして、三役が前の席で答弁することが多かったと思うんですけども、それをしなかった会場が何箇所かございました。やはり、我々から見るとちょっと首をかしげるところはあったわけですけども、その辺も併せてご回答をいただければと思います。

以上です。

○議長（山口英司君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 後藤肇議員からの質問にお答えいたします。

答弁の前に一言申し上げさせていただきます。

議員各位におかれましては、日頃より住民全体の代表者として、議会活動を通じて住民の意思を総合して、村としての意思を決定する重大な責務を負っており、私ども執行部はその議員各位に対しましては、常に丁寧な対応を心がけ、政策に取り組んでおるところでございます。

それでは、道の駅人道橋及びさとのわの建設費に対する説明についてでございますが、最初に、道の駅人道橋の件について。

この件につきましては、今から8年前に遡りますが、平成29年3月の定例会におきまして、会期を延長する中でご説明させていただき、紆余曲折ございましたが、ご理解をいただいたものと考えております。

その内容につきましては、会議録に残されておるとおりとなっております。現在は、村内外の多くの方々に安心してご利用いただける施設となっているところでございます。

次に、さとのわの建設費についてでございますが、これにつきましても全員協議会、本会議、質疑及び一般質問でご説明させていただいておるところでございます。本日は繰り返しのなるうかと思いますが、改めて説明をさせていただきます。

最初に、交流館建設事業の実施に当たり、本事業の実施方法につきましては、この件につきましては、交流館本体工事と関連工事を分割契約により実施したことにより大変紛らわしく、議会議員の皆様をはじめ村民皆様に大変なご迷惑をおかけしてしまったことは誠に申し訳なく、深く反省をしておるところでございます。今後、このようなことのないよう、十分に理解をいただけるご説明により事業等を進めて参りたいと考えております。

それでは、交流館の設計費用、本体工事、造成工事、外構工事、内装工事、設備工事、防災設備工事等の工事変更の詳細な内容について説明いたします。

設計費用では、設計業務及び開発許可に伴う登記費用を含めた当初請負額の合計額は5,607万5,000円で変更はありませんでした。

本体工事では、当初請負額が3億4,485万円で1億2,012万円の増額で、変更請負額が4億6,497万円となりました。変更理由は、杭工事において9本追加し38本の打設施工したためと、さとのわのフードファクトリーの床面積52.99平方メートルを追加して、延床面積を985.24平方メートルに変更したためでございます。

造成工事では、当初請負額の合計額は3,632万6,000円で2,699万7,000円の増額で、変更請負額の合計額が6,332万3,000円となりました。変更理由は、群馬県の開発許可を進めていく中で、仮駐車場の排水について小段排水工の追加によるものです。

外構工事では、当初請負額の合計額は1億1,643万5,000円で1,097万8,000円の増額で、変更請負額の合計額が1億2,741万3,000円となりました。変更理由は、主に建物周りに付随する、すりつけ部分に併せて621立方メートルの盛土工事の増によるものでございます。

内装工事では、当初請負額の合計額は2,858万2,000円で203万5,000円の増額で、変更請負額の合計額が3,061万7,000円となりました。変更理由は、テーブル等の追加工事によるものであります。

設備工事では、厨房機器の購入等による工事となります。当初請負額の合計額は6,908万1,000円で変更はありませんでした。

防災設備工事は、さとのわの備蓄倉庫工事で、当初請負額は3,500万円で変更はありませんでした。この防災設備工事については、当初より本体工事に含まれております。

雑費で、消耗品の購入が4万9,000円となります。

設計費用から雑費全ての関連工事を含めた総費用が8億1,152万8,000円となります。

以上、道の駅人道橋及びさとのわ建設費に対する説明とさせていただきます。

説明時三役が前の席で答弁していなかったことが数箇所あったかの説明を求められましたけれども、発言がなかった旨の質問の場合、住民説明会を開催するに当たっては、担当課長とも打合せを行い、私の意図するところは共通理解をし、その上で説明会に臨んだところでございます。

また、今回の説明会では、施設を取り巻く現状や課題について説明をさせていただき、前提条件なく、フラットな形で意見をいただくということで進めさせていただきました。そう

いった状況でありましたので、私が今後の自身の考えを申し上げる機会は少なかったと感じております。住民からの求めがあった場合にはお答えを申し上げたところでございます。

○議長（山口英司君） 8番、後藤議員。

○8番（後藤 肇君） まずは、答弁ありがとうございました。

村長が今、答弁していただいた中で、私なりに理解をさせていただいております。

その中でちょっと疑問に思うところは、8年前の人道橋の件ですけれども、これは済んでしまったことなんですけれども、やはり、臨時議会まで開いてやった、その臨時議会のときもちょっと見させていただいたんですけれども、内容的には私ども素人でしたから、なかなか分かりにくかったです。そういった部分を説明して、議会のほうで理解をいただいているとはいえ、やはりその旨の詳細な説明というものを公の場でなかなかされてなかったというのが一つあるのかなという気はいたします。

2番目の結論を先に言って申し訳なかったんですけれども、1番目のさとのわの件についても分離して反省していると村長は述べていて、素人ですと、この分離しているとかっていう言葉自体が分からないですし、一括して、最初の当初予算で、設計が3億幾らでしたらある程度のものでできるのではないかと理解するところです。

それを最終的には、その倍かかっているということ、この数字的なものでやはり疑問符が持たれるというより持つわけですね。というのは、これは誰が聞いてもやはり疑問符だと思うんですね。その詳細について我々素人ですと、なかなか分かりづらい部分があります。ですから、その詳細の説明はやはり公の場である程度はして行って、こうやってと今、村長がお話いただいたような件、一つ一つ取っていけば、やはりそれなりの理由があってやっていくんだと思いますけれども、我々村民の中から見ていくと、なかなかその辺が明確ではないところがかかなりあるような気がするわけです。そこは詳細にやはり説明いただきたいというのが、私の気持ちです。ですから、これから役場庁舎、新庁舎になるか改装するか分かりませんが、そういう部分に関しても専門官がいなければ、やはりお願いして、その人に見ていただくとかいろいろな方法を取っていただきたい。村民が理解していただけるような方策でということをお願いしたいと思います。

もう一つは、議会のほうもそれを承認していたという言われ方をされていて、確かに承認はしているんです。ですけれども、その辺が私ども素人、五年目、六年目ですと、なかなか理解できないところで承認をしているところで、承認しているからと言われるとそれ以上のことは言えない部分がありますから、これから議会のほうもぜひ勉強していただきながら、何

か造っていくというときには、切磋琢磨してよりいいもの、住民に愛されるものを造っていかねばならないかと思えます。

以上です。

○議長（山口英司君） 後藤議員、終わりでよろしいですか。

◇ 飯塚武久君

○議長（山口英司君） 次に、5番、飯塚武久議員の発言を許可します。

5番、飯塚議員。

〔5番 飯塚武久君登壇〕

○5番（飯塚武久君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

人口減少社会が到来する中で、各自治体が今、移住定住政策に本気で取り組んでおります。そうした中、高山村においても年々移住希望者が増えているようではありますが、実際に移住につながるケースは限定的であり、移住が進まない大きな課題の一つとして、移住希望者の家の確保があるように聞いております。

また、村営住宅の老朽化や急増する空き家など、住宅をめぐる状況は年々厳しくなっており、早急に人口減少を見据えた住宅政策の方向性を検討していく必要があると思えます。

一方、中山盆地の駐車場を見るといつも車がいっぱい、高山村を訪れる人は本当に多いのだと感心していますが、訪れた人に話を聞きますと、高山村の魅力は何と云っても、その景観と野菜などおいしい食べ物であるということでもあります。そのポテンシャルの高さを実感しております。

そこで、これだけ多くの人たちが訪れてくれているわけですから、もう少し長く滞在していただいて、高山村の魅力をしっかりと味わってもらうことにより、高山村のファンを増やしていくことが村の活性化につながっていくと思えます。それには、やはり宿泊施設を充実していくことが一番の方策だというふうに思えます。

そこで、2点ばかり質問をさせていただきます。

1点目として、人口減少を見据えた住宅政策の方向性の検討について。

2点目といたしまして、宿泊施設の充実について。

以上、2点よろしくお願ひします。

○議長（山口英司君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 飯塚武久議員からご質問をいただきました。

まず、1点目の人口減少を見据えた住宅政策の方向性の検討については、現在、高山村の住宅政策としては、村営住宅事業、宅地造成事業、たかやま暮らし移住定住促進住宅の設置事業、定住促進住宅取得費等補助金交付事業、空き家対策事業などを実施しております。

各事業での現状を申し上げますと、まず、村営住宅についてですが、村内に5団地あります。合計で52世帯、150人の方々が暮らしています。なお、各団地で空き家となっているのは条件の悪いものもありますが、合計で11戸あります。

また、建設年度は一番古い団地が昭和62年度で、一番新しい団地が平成21年度となっております。老朽化や条件の悪い住宅は除却事業も進めております。その数は5棟で10戸となっております。

次に、宅地造成事業ですが、平成6年度より分譲開始した新田団地から緑が丘団地、陽光台団地、北之谷団地、下ノ宿団地、梅沢団地、古屋団地、令和5年度より分譲開始した田中団地の8団地となり、総販売区画数は84区画となります。

現在、販売できていない区画については、古屋団地1区画と田中団地6区画ですが、最近、田中団地の1区画については申込みがあり、契約段階に入っております。また、令和6年度において、下ノ宿団地の南側に新しく分譲地の計画のため実施設計に入っております。

次に、たかやま暮らし移住定住促進住宅の設置事業ですが、令和4年度に新田の家を、令和5年度に戸室の家を設置、既に入居しております。

次に、定住促進住宅取得費等補助金交付事業ですが、令和6年度より事業展開しておりますが、10件程度の申請件数となっており、若年層世帯には有利な補助金となっております。

次に、空き家対策事業ですが、空き家利活用として移住コーディネーターを通じて所有者とのマッチングを進めております。移住するに当たり、受け皿の確保が難しいことが課題となっております。

また、先ほど触れた定住促進住宅取得費等補助金交付事業により、中古物件の取得に対しての100万円補助及び改修費用に対して100万円補助についても、空き家対策として寄与しております。

以上のような現状となりますが、各事業の成果として人口減少対策にはある程度の効果はあると考えております。今後の人口減少を見据えた住宅対策の方向性としては、施設や土地

を整備する場合、高山村に移住を希望する方々のニーズなど移住コーディネーターを通じて把握したり、若い世代からの意見を聞くなどしたり、魅力のある住宅政策や移住定住の促進を進めていきたいと考えております。

また、少子化対策としては、高山村が独自で実施している子育て支援事業や教育施策などをPRしてはいますが、今後はさらに分かりやすくまとめ、ホームページやSNSなどを積極的に活用するとともに、移住コーディネーターを通じて、直接移住を検討している方々に伝えて、多くの若い子育て世帯が高山村に住んでくれるよう努力していきたいと考えております。

続いて、2点目の宿泊施設の充実についてですが、令和4年第2回定例会において、小規模の宿泊施設についてお答えをしております。

村を離れた人が気軽に宿泊できる場所、また、観光やビジネスで来村された方が利用できる宿泊施設の整備につきましては、村民の方や村外から訪れる方等の建設要望の声が多く聞かれておるところで、利用される方のニーズに応えられる施設をと考えますと、一人でも、家族や友人、またグループでの宿泊等で、ゆっくりくつろいで、おいしいものが食べられるなどの多様なプランを用意した、ツインで10ルームぐらいの小規模な施設が整備できればよいのではないかと考えておるところでございます。答弁させていただきましたが、そのことを踏まえますと、現在、宿泊施設としてはコテージが8棟あり、週末には予約がありますが、平日は余裕があるようであります。

来村する方向けの宿泊施設については整備する方向で考えてはおりますが、宿泊施設の経営に当たり、ノウハウがある事業を募ってサウンディングを実施することで、民間資本による宿泊施設の構築を目指していきたいと考えております。

以上、飯塚武久議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 5番、飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） ご答弁ありがとうございました。

今、詳細にいろいろお答えをいただきましたけれども、移住者の住宅確保については喫緊の課題でございます。移住希望者の方はある意味、自分の人生を賭けて高山村を選んで来てくれている、そういうことだと思います。ぜひいろんな方面から検討いただき、移住者が不安なく高山村を目指してくれるような体制を整えていただきたいと思います。

また、宿泊施設については、なりわいとしての側面もあります。村が全て背負うのではなく、例えば、既に五領地区にはくまさんのおうちなど1棟貸し、こんな施設もできておりま

す。また、トレーラーハウス等いろんなアイデアがあると思うんですね。ぜひ、民間との共同、また、連携などあらゆる手法を検討していただいて、実現性のある方向性を出していただきたいと思います。

先日の上毛新聞に掲載されておりましたが、嬭恋村では、地域課題の解決を目指すアイデアを民間事業者、大学等から募る関係人口創出事業、これを開始したということでございます。その中の一つとして、空き家の利活用を積極的に図っていく取組も始めたとのことでございます。ぜひ、本村においても民間企業やそれから大学など、いわゆるプロの視点、知恵なども取り入れて、その方向性を検討していただきたいと思います。

以上でございます。

◇ 松 井 陽 威 君

○議長（山口英司君） 次に、4番、松井陽威議員の発言を許可します。

4番、松井議員。

[4番 松井陽威君登壇]

○4番（松井陽威君） 議長から発言許可をいただき、ありがとうございます。

長かったコロナ禍が一段落し、人の往来が大分戻った今、本村を東西に横断している日本ロマンチック街道の活用策について、1、観光利用、2、沿線各自治体との連携の2点について、現在の取組と今後について伺います。よろしくお願いします。

○議長（山口英司君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 松井議員の質問にお答えいたします。

日本ロマンチック街道は、長野県上田市を起点に高山村を経て、栃木県日光市までの沿線15市町村を含む全長約320キロメートルからの街道となっており、ドイツロマンチック街道協会とは姉妹街道として人的・文化的交流を行い、100年後、1,000年後にも残され、評価を受ける街道づくりを進めております。

1点目の観光利用についてですが、日本ロマンチック街道沿いにてイベント等開催の実施により観光集客につなげ、国内でのPRにより知名度を向上させることが重要だと考えております。また、インバウンド関連も視野に入れることが大切かと思っております。

単独でのイベントについては、本村の知名度によるかと思いますが、2点目の質問の沿線各自治体との連携の中で、1点目の観光利用を含め、何らかの施設について、沿線15市町村で知恵を絞って事業を進めて観光集客につなげていくことが大切だと思います。

現在では、沿線15市町村で協力しながら、令和5年度よりドライブスタンプラリーを開催しており、令和6年度の参加人数は1,381人となっており、今後どのような事業展開の中で集客につなげていけるかが課題となっております。

日本ロマンチック街道の今後の在り方については、沿線各市町村で異なることが考えられますので、統一見解の中での協議を進めていく必要性を感じております。

最後に、日本ロマンチック街道協会及び関係団体と協力しながら、新しい取組を模索して、地域住民と観光客いわゆる関係人口との交流促進、地域を巻き込んだ取組についても協議を進めていくことが大切かと考えております。

以上、松井陽威議員の一般質問にお答えいたします。

○議長（山口英司君） 4番、松井議員。

○4番（松井陽威君） 答弁ありがとうございます。

私は今から30年ほど前に本家ドイツのロマンチック街道を訪れました。

同街道では連続する各町並みや中世のたたずまいを現代に残し、個性的で落ち着いた雰囲気醸し出しており、また、山頂にそびえ立つ城郭の圧倒的な迫力とそれらの風景に接しただけで夢のような時間を過ごしたと記憶しています。

翻って、私たち村民にとっては何の変哲もない田舎の風景ですが、本村を訪れた外国人を含む観光客が当時の私と同じような感想を持ったとすれば、それが観光客誘致面に関しての一つのヒントになり得るのではないかと思います。

実際、初めて本村を訪れた人の多くが、高山村は懐かしい山村の原風景を感じると語った話をよく耳にします。さらに、イベント開催等により集客を見込むなら、本村にはロックハート城、県立天文台というすばらしい施設があり、ほかにも隠れた観光スポットがあるかもしれません。

また、予算面を考慮するのであれば、婦恋村のキャベツ畑の中心で妻に愛を叫ぶイベントや東吾妻町の吾妻真田忍者アカデミーの活動のように、比較的低予算で実施している例もあります。

また、民間とのタイアップも重要と考え、川場村の田園プラザではリピーター確保のための方策として、民間出身の現場責任者が中心となって、東京ディズニーランドのシステム研

究を実施したエピソードが有名です。世の中を変えるのは、若者、よそ者、ばか者と言いますから、本村でも様々な人たちが発言できる場を設けて、皆で知恵を出し合えば、将来、高山村初の観光モデルが誕生するかもしれません。

また、自治体相互の連携についてですが、現在は北関東の観光に関する連携と県単位での連携も盛んに企画されているようですから、その枠組みの一つとして、日本ロマンチック街道を活用してはどうでしょうか。その際には、同街道のほぼ中心に位置する本村が他の14市町村に呼びかけ、日本ロマンチック街道サミットとでも称して、観光関連のほか各自治体が抱える共通の問題点について話し合い連携を深める場として、相互で連帯意識を持つことも肝要ではないかと思えます。移り変わりの激しい現代を生き抜くために、使用可能なツール等を最大限に活用し、発信力と牽引力とで勝負していただきたいと思えます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（山口英司君） 村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま、松井議員から貴重な意見をいただきました。

しばらく前まで、結構、ロマンチック街道で大分交流がありましたけれども、最近ではややもして忘れられてきた感もあります。高山にも僅かですけれども、このロマンチック街道にふさわしい建物や施設がありますので、これらを活用して、また北部の市町村と協議をしながら話をつくっていければいいと思っております。ありがとうございます。

○議長（山口英司君） 松井議員、これで終わりでよろしいですか。

◇ 平 形 富二夫 君

○議長（山口英司君） 次に、9番、平形富二夫議員の発言を許可します。

9番、平形議員。

[9番 平形富二夫君登壇]

○9番（平形富二夫君） 議長に許可をいただきましたので、高山村デイサービスセンター、その後について、村長にお尋ねをいたします。

令和6年10月に、高山村社会福祉協議会より、地域密着型通所介護サービス利用契約書と介護予防通所介護サービス利用契約書が利用者の皆様に届きました。契約書にはいろいろありましたが、特に利用料が上がったのには驚きました。担当の方の説明で、前と同じにする

ならば、日数を減らす方法もありますと皆さんに説明していると話をしていました。

そのとき、村長の言葉を思い出しました。地域密着型として規模を縮小することにより、運営費は介護報酬などの収入でおおむね賄えるのではないかと見込んでおりますという言葉思い出しました。地域密着型にして使用料を上げることで運営できるならばこのままでよいと思い、母の代筆で契約書にサインをいたしました。

村長、令和6年第3回定例会を思い出していただきたいと思います。

私から高山村社会福祉協議会が高山村デイサービスセンターの業務の運営になったときに、建物貸付料や住宅料、赤字決算のときの赤字補填などどのように考えているかの質問に対して、地域密着型として規模を縮小することにより、運営は介護報酬などの収入でおおむね賄えるのではないかと見込んでいますという答弁でありました。

具体的には、運営主体が高山村社会福祉協議会であり、村からの委託料などの支払いはせず、年間480万円の建物の貸付料は納付していただきますと答弁しております。

次に私が質問いたしました、人事や資産をどのようにしたのかの質問に対して、介護職の人たちが高山村に残ることで運営については問題ないと思います。地域密着型だと人数が高山のユーザーに絞られるので、その中で運営が十分できるのではないかと計算をして運営していきたいと答弁をしております。答弁から約半年間経過しておりますが、その後の運営状況について村長にお尋ねいたします。

○議長（山口英司君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 平形富二夫議員の質問にお答えいたします。

高山村デイサービスセンターの運営は、医療法人パテラ会が事業撤退したことを受け、令和6年10月1日より高山村社会福祉協議会が引き継いで運営を行っております。

昨年の9月に、議員からの一般質問の中で村からの委託料、また、建物の賃借料480万円の取扱いについて、地域密着型として規模を縮小することにより、運営費は介護報酬などの収入でおおむね賄えるのではないかと見込んでおりますので、村としては当面、パテラ会と同様の対応をしてみたいと考えておりますとお答えをいたしました。

パテラ会から令和4年10月から令和5年9月までの決算において、前期が26万円の黒字、当期が206万円の赤字、さらに令和5年10月から令和6年4月までの途中決算において、16万円の赤字であるという報告をいただいております。

運営主体である高山村社会福祉協議会とも協議した中で、人件費の増額は見込まれました

が、地域密着型とすることにより経費の削減が図られるということを考慮して、そのような見込みと申し上げました。

現在の状況はと申しますと、村外の利用者を含む広域型から地域密着型に移行して、定員30名が18名となり、現在は村民のみの利用で、利用者は1日平均15名前後、月平均で350万円程度の収入となっております。

今年度につきましては、10月からの運営であったため、従業員へのボーナスが2か月分の支給にとどまったことや正規の人員がそろっていないことから、村からの繰入れがなく運営ができそうです。

しかし、休暇が取れないなど職場環境の改善が必要で、来年度正規職員2名を増員し10名体制とすることや、ボーナスの満額支給、給与額の改善などにより、令和7年度は社会福祉協議会からデイサービスの事業分として、予算ベースではありますが、年間約1,200万円の支出を予定しているとの報告を受けております。

社会福祉協議会で不足する運営経費は、村が運営補助金として支出しておりますので、年間1,200万円の不足分は最終的に村が負担することとなりますが、高齢者福祉、介護福祉の観点からも村にあるべき施設と考えておりますので、社会福祉協議会及びデイサービスセンターへの利用者を月18名に近づける努力をするとともに、経費の削減に今まで以上に努めるよう指示し、健全運営が図れるよう指導してまいりたいと考えております。

以上、平形富二夫議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 村長、答弁ありがとうございました。

それでは、もう一度質問させていただきます。

医療法人パテラ会の通所介護と高山村社会福祉協議会の地域密着型介護の仕組みの違いと、介護保険の割合についてお尋ねをいたします。

専門家であるパテラ会の経営が苦しかった中、運営自体が高山村社会福祉協議会になり、新年度の社会福祉協議会運営補助金交付金事業が予算で3,822万円出てきております。令和6年度予算が2,250万円でありますから、プラス1,572万円多くなっておりますので、そういうことを試算しなかったのか。また、多くなった補助金を高山村社会福祉協議会と高山村デイサービスとに分けた場合、割合はどのようになるのかお尋ねをいたします。

○議長（山口英司君） 村長。

○村長（後藤幸三君） ここでは計算できないので、後日報告をしたいと思います。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

○議長（山口英司君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） さっきの質問で、後日、また連絡をしてくれるということで、それではもう一つ、私から質問させていただきます。

デイサービスセンターの利用者は多くの方々が後期高齢者であります。ほとんどの方が国民年金生活だと思えますけれども、運営報酬が上がったことで通所介護利用料が上がるのか、下がるのか、据置きなのか質問をいたします。

○議長（山口英司君） 村長。

○村長（後藤幸三君） それについても検討してまいりたい、これからでありますけれども、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（山口英司君） 4回目です。平形議員。

○9番（平形富二夫君） それではなるべく早めに答弁のほうをよろしくをお願いをいたします。終わります。

○議長（山口英司君） 以上で一般質問を終わります。

◎休会について

○議長（山口英司君） お諮りします。議案の調査及び審査等のため、3月7日から3月17日までの11日間、休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、3月7日から3月17日までの11日間、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（山口英司君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回の本会議は3月18日火曜日、午前10時に開きますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。
大変、ご苦労さまでした。

散会 午前11時02分

令和7年3月18日（火曜日）

（第3号）

令和7年第1回高山村議会定例会

議事日程(第3号)

令和7年3月18日(火) 午前10時開議

- 日程第 1 同意第 1号 高山村監査委員の選任について
- 日程第 2 発委第 1号 高山村議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 1号 高山村情報公開条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 2号 高山村個人情報保護法施行条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 3号 高山村個人情報保護審査会条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 4号 高山村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 5号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 6号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7号 高山村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 8号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 9号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 高山村在宅支援事業費用徴収条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 高山村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 高山村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 高山村消防団条例の一部改正について
- 日程第17 議案第31号 高山村立高山小学校通学バス購入の変更契約について
- 日程第18 議案の訂正について
- 日程第19 議案第15号 令和6年度高山村一般会計補正予算(第7号)
- 日程第20 議案第16号 令和6年度高山村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第21 議案第17号 令和6年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

- 日程第22 議案第18号 令和6年度高山村介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第23 議案第19号 令和6年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第2号）
日程第24 議案第20号 令和6年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第25 議案第21号 令和6年度高山村簡易水道事業会計補正予算（第3号）
日程第26 議案第22号 令和6年度高山村水をきれいにする事業会計補正予算（第2号）
日程第27 議案第23号 令和7年度高山村一般会計予算
日程第28 議案第24号 令和7年度高山村国民健康保険特別会計予算
日程第29 議案第25号 令和7年度高山村後期高齢者医療特別会計予算
日程第30 議案第26号 令和7年度高山村介護保険特別会計予算
日程第31 議案第27号 令和7年度高山村土地開発事業特別会計予算
日程第32 議案第28号 令和7年度高山村農業用水事業特別会計予算
日程第33 議案第29号 令和7年度高山村簡易水道事業会計予算
日程第34 議案第30号 令和7年度高山村水をきれいにする事業会計予算
日程第35 委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について
日程第36 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	渡邊裕治君	2番	平形玉緒君
3番	唐澤徳治君	4番	松井陽威君
5番	飯塚武久君	6番	後藤明宏君
7番	佐藤晴夫君	8番	後藤肇君
9番	平形富二夫君	10番	山口英司君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 後藤幸三君 副村長 平形郁雄君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（山口英司君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

これより本日の会議を開きます。

休会中に村長から、6日の本会議における9番、平形富二夫議員の一般質問に対して、保留としていた答弁をしたい旨の申出がありましたので、これを許可します。

村長の答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議長の許可をいただきましたので、3月6日の一般質問において、後日お答えさせていただくこととした平形富二夫議員からの質問についてお答えをいたします。

まず、医療法人パテラ会の通所介護と高山村社会福祉協議会の地域密着型通所介護の仕組みの違いについてでございます。

主な相違点は、定員数、地域、費用ということになります。

これは、介護保険法の定めるところでございますが、パテラ会で行っていた広域型の通所介護では利用定員の定めはなく、利用者は住所に関係なく利用できます。ただし、利用定員により職員数や設備などの基準が定められており、パテラ会では利用定員を30名と定めて運営しておりました。一方、地域密着型通所介護は、利用定員が18名以下、利用者は定員割れをした場合などを除き、その地域に住む人に限られております。

通所介護利用料は、通所介護に比べ、地域密着型通所介護のほうが14%ほど高めの設定となっております。例えば、利用料の自己負担が1割の方は、通所介護では要介護1で658円でしたが、地域密着型通所介護になると753円になり、95円の負担増となります。これは介護保険法の規定によるものですが、地域密着型の通所介護サービスは広域型の通所介護サービスに比べ、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供することができるサービスであり、利用者のニーズに沿った支援が受けられることとすると定めております。

次に、新年度の社会福祉協議会運営補助金が令和6年度予算から1,571万4,000円増の3,822万円となった理由及び社会福祉協議会分とデイサービスセンター分に分けた場合の割合についてお答えいたします。

さきに、社会福祉協議会分とデイサービスセンター分に分けた場合の割合についてござ

いますが、社会福祉協議会分では373万6,000円の増額、デイサービスセンター分では1,197万8,000円の増額となっております。

社会福祉協議会分の増額の理由でございますが、職務が多様化する中、必要なスキルアップ研修に参加できないことや、デイサービスセンターで特例により村外者を受け入れた場合の送迎など、その送迎を社会福祉協議会の職員で対応することなどを考え、臨時職員を1名増員、その人件費分の増額が主なものでございます。

次に、デイサービスセンターの増額分の理由でございますが、地域密着型通所介護施設で利用者が18名の場合、運営基準では必要人員が5名となっております。土曜日や休日にも開所すること、また介護の質を確保することを考慮すると、常に正職員を配置したほうがよいということもあり、正職員を6名としたいということでございます。

また、先日の一般質問でも回答いたしました、休暇が取れないなどということもありましたので、就業環境の改善を図るとともに、スキル向上のための研修を強化し、利用者のニーズに寄り添った、よりきめ細かなサービスが提供できるよう、臨時職員4名と合わせて合計10名体制としたいということでございます。近年来の賃金アップなどと併せ、その人件費分として、おおむね800万円が増額となっているところでございます。

その他、車両のリース代、電話料等、パテラ会で契約し、パテラ会で支出していたものを、デイサービスセンターの支出として試算に含めていなかったため、人件費と合わせて1,197万8,000円の増額となりました。

平形議員のご指摘のとおり、当初の試算が甘かったと言われれば、そのとおりであろうと思います。言い訳になってしまいますが、短期間での運営移行準備ということもあり、結果として、試算の段階では、運営内容が細部まで把握できなかったということになるかと思えます。

最後に、デイサービスセンターへの補助金と通所介護利用料との関係でございますが、利用者の負担額は介護保険法に沿って決められておりますので、村からの社会福祉協議会への補助金、また社会福祉協議会からデイサービスセンターへの補助金の多少に影響されることはございません。

なお、社会福祉協議会に置かれましては、ただいま新年度に向けてのデイサービスセンターを含めた経費削減計画を作成しており、新年度より、各事業の増収と経費削減が図れるよう検討されているとのことでございます。

少し話がそれるかもしれませんが、ご承知のとおり、パテラ会が運営しているとき

には年間480万円の建物貸付料を支払っていただいておりますが、社会福祉協議会からも同様の賃借料を支払っていただくこととしております。

社会福祉協議会には運営補助金を支払っておりますので、これと相殺ということも考えられるところではあります。収支を明確にするため、結果は同じこととなりますが、相殺はせず処理してまいりたいと考えております。

前回の答弁の繰り返しになりますけれども、高齢者福祉、介護福祉の観点からも、デイサービスセンターは村にあるべき施設と考えておりますので、運営主体である社会福祉協議会へは、利用者を極力定員数まで近づける努力をするとともに、今まで以上に経費の削減に努めるよう指示し、持続可能な運営が図られるよう指導してまいりたいと考えております。

以上、平形富二夫議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 平形議員、よろしいでしょうか。

○9番（平形富二夫君） はい、結構です。

○議長（山口英司君） 以上で、保留していた答弁の件は終了します。

これより日程に入ります。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（山口英司君） 日程第1、同意第1号 高山村監査委員の選任についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 同意第1号 高山村監査委員の選任についてご説明申し上げます。

地方自治法の規定により、市町村の監査委員は2人で、識見を有する者及び議員のうちから選任するものとされております。識見を有する委員が代表監査委員となることとされております。

令和2年4月1日より、関令二郎さんに代表監査委員としてご尽力をいただいておりますが、この3月31日をもって4年の任期が満了することとなります。関令二郎さんの後任として、大字中山4091番地1、野上一夫さんをお願いしたいというものでございます。

野上一夫さんは、心身ともに健康であり、平成24年10月1日から令和3年9月30日まで、

3期9年の長きにわたり、人権擁護委員を務められておりました。また、地域においての人望も厚く、広く社会の実情を把握し、識見が高いことから、監査委員として適任であると考え、ご提案申し上げた次第であります。

なお、任期は令和11年3月31日までの4年間となります。

議員各位の同意を賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（山口英司君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

これから同意第1号 高山村監査委員の選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（山口英司君） ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、松井陽威議員、5番、飯塚武久議員、6番、後藤明宏議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（山口英司君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件について、同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（山口英司君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔順次投票〕

○議長（山口英司君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（山口英司君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

賛成 9 票

反対 0 票

以上のおおり賛成が多数です。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎発委第1号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第2、発委第1号 高山村議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は3月5日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから発委第1号 高山村議会の個人情報保護に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号～議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第3、議案第1号 高山村情報公開条例の一部改正についてから日程第5、議案第3号 高山村個人情報保護審査会条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題とします。

本件は3月5日に一括上程され、議案調査となっています。

これから議案第1号から議案第3号までの3議案について、一括して質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから議案第1号から議案第3号までの3議案について、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから議案ごとに採決を行います。

最初に、議案第1号 高山村情報公開条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 高山村個人情報保護法施行条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 高山村個人情報保護審査会条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第6、議案第4号 高山村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は3月5日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 高山村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第7、議案第5号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は3月5日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第8、議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は3月5日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第9、議案第7号 高山村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は3月5日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 高山村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第10、議案第8号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は3月5日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第11、議案第9号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は3月5日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第12、議案第10号 高山村在宅支援事業費用徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本件は3月5日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号 高山村在宅支援事業費用徴収条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第13、議案第11号 高山村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本件は3月5日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号 高山村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第14、議案第12号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題とします。

本件は3月5日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第15、議案第13号 高山村土砂等による埋立て等の規制に関する

る条例の一部改正についてを議題とします。

本件は3月5日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号 高山村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第16、議案第14号 高山村消防団条例の一部改正についてを議題とします。

本件は3月5日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号 高山村消防団条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第17、議案第31号 高山村立高山小学校通学バス購入の変更契約についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第31号 高山村立高山小学校通学バス購入の変更契約について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、令和6年第2回高山村議会定例会、議案第41号で議決をいただいた、バス購入金額790万円を769万3,800円に減額変更するものであります。

当初契約の購入代金には、自動車税環境性能割が含まれていましたが、今回購入した車両は、登録検査により非課税とされたことによるものであります。また、消費税額に違算があり、併せて訂正させていただくものであります。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定及び地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（山口英司君） これから質疑を行います。

8番、後藤議員。

○8番（後藤 肇君） これ、入札ということなんですけれども、何社ぐらい入札の会社があったか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（山口英司君） 教育課長。

○教育課長（飯塚優一郎君） 今回、一般競争入札で入札のほうをさせていただきましたけれども、応札があったのは1社でございました。マイクロバスの受注の関係で、大分できないという、受注をされていないような状況でございましたけれども、1社の応札があって、車両のほうを購入できることになりました。

以上です。

○議長（山口英司君） 8番、後藤議員。

○8番（後藤 肇君） 構造的にとか、いろいろな問題あるかなと思うんですけども、できれば1社ではなくて2社とか3社の、やっぱり競争ですから、やっていただいたほうが、私はいんじゃないかなという感じは持ちます。

以上です。

○議長（山口英司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号 高山村立高山小学校通学バス購入の変更契約についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案の訂正について

○議長（山口英司君） 日程第18、議案の訂正についてを議題とします。

休会中に村長から、議案第18号 令和6年度高山村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、訂正の申出がありました。

本件について、訂正理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案の訂正について説明申し上げます。

3月5日に提出した議案第18号 令和6年度高山村介護保険特別会計補正予算（第3号）の一部において、訂正の許可をいただきたく、高山村議会会議規則第20条の規定により、訂正請求書を提出したものでございます。

訂正の内容であります。介護給付費の準備基金の利息が日銀金利の上昇に伴い、令和6

年第4回定例会において増額補正をしておりましたが、見込み以上の大幅な増額でございました。

高山村基金条例第6条の運用益金の処理として「積立基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して当該基金に繰り入れるものとする。」とあることから、歳入6款利子及び配当金と歳出4款介護給付費の準備基金の積立金において、それぞれ1,000円を増額するものでございます。

なお、増額後の予算総額は4億8,621万2,000円となります。

以上、訂正許可をいただきたくお願い申し上げ、説明といたします。

○議長（山口英司君） お諮りします。ただいま議題となっています議案の訂正については、許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

議案の訂正については、許可することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案の訂正については許可することに決定しました。

議案第18号については、訂正後の議案書で審議願います。

◎議案第15号～議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第19、議案第15号 令和6年度高山村一般会計補正予算（第7号）から日程第26、議案第22号 令和6年度高山村水をきれいにする事業会計補正予算（第2号）までの8議案を一括議題とします。

本件は3月5日に一括上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

最初に、議案第15号について質疑を行います。

なお、質疑の際には、ページ及び事業名称など、質問箇所を明示してからお願いします。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号から議案第22号までの7議案について、一括して質疑を行います。

なお、質疑の際には、会計名、ページ及び事業名称など、質問箇所を明示してからお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから議案第15号から議案第22号までの8議案について、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから議案ごとに採決を行います。

最初に、議案第15号 令和6年度高山村一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和6年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和6年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和6年度高山村介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和6年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和6年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和6年度高山村簡易水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和6年度高山村水をきれいにする事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号～議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第27、議案第23号 令和7年度高山村一般会計予算から日程第

34、議案第30号 令和7年度高山村水をきれいにする事業会計予算までの8議案を一括議題とします。

本件は3月5日に一括上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

最初に、議案第23号について質疑を行います。

質疑は、歳出から款を分けて行います。

なお、質疑の際には、ページ及び事業名称など、質問箇所を明示してからお願いします。

それでは、1款及び2款について質疑を行います。

1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 予算書37ページ、予算概要書24ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、その中に政策事務費というものがあまして、その中の需用費、温泉の無料招待に係る入館料に関してなんですが、政策事務費としての効果の指標を取っているかどうかをお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山口英司君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） お答えいたします。

政策事務費につきましては、村長交際費、それから特別職の旅費、臨時的な食糧費のほか、温泉無料券に関する費用を計上しております。11節では、温泉無料券の印刷費、また13節では、その使用料ということで支出をしてございます。

温泉無料招待券は、毎年およそ1,000枚ほどを配布しております。対して、使用状況についてですが、これは使用期限を設けておりませんので、年度比較はできませんけれども、令和元年度から現在の合計で比較いたしますと、配布枚数のおよそ半数が使用されているような状況でございます。

把握しておるのはそこまでで、いずれの費用についても、費用対効果を検証するためということになるかと思いますが、その指標というものは取ってございません。

以上でございます。

○議長（山口英司君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 総務課長、ありがとうございました。

政策事務費という言葉調べてみますと、政策的な判断に基づいて、新たな住民サービスの開始や既存の行政サービスの向上を目的とした経費ということで出てくるんですけども、一つ例を挙げると、来訪者がどこから来たのかという統計を取ってみて、政策事務費として

有効的な活用になっているのかというのが見えてくるのではないかと思います。

ある地域で政策的に配布をして、高山村に足を伸ばしてくれる、やはり村に来て温泉に入るだけではなく、そこに連動して、お金を村内に使っていただくということを考えた上で、政策的に検討すべきではないかと。その点で、今ある券のデザインを例えば変更するときに、裏面にちょっと任意に記入していただくスペースを設けるとかということを検討していただけないでしょうか。

また、券を見てみますと、ふれあいプラザの写真が道の駅の改修以前の写真でして、道の駅に来られたお客さんが、私も中山盆地に買物に行ったときなんです、温泉どこですかということを巡り合わせたことがありますので、ぜひとも、もし年数が経過していれば、偽造防止の観点からも、ちょっと今後、券のデザインの変更もお願いできればと思います。いかがでしょうか。

○議長（山口英司君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） ご指摘またご提案をいただきまして、大変ありがとうございます。

現在の券につきましては、ご指摘のとおり、写真、それからキャラクターも一緒に印刷がしてあるわけなんです、共に古いものを使ってあるということでございます。これについては改めてまいりたいと思います。

また、ただいま在庫が多少ございますので、それが終わり次第、券面のリニューアル、写真とキャラクター、これを更新することはもちろんのことなんです、そのときに、議員ご提案の来訪者の、自由記入ということにはなろうかと思うんですが、住所を記入する欄、これは設けても確かにいいのかなというふうに考えております。改めて検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（山口英司君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 総務課長、ありがとうございます。

住所までとはいかなくても、市町村まで、個人情報観点があると思いますので、結構だと思います。よろしく願いいたします。

議長、引き続いて、別の質問に移ってよろしいでしょうか。

では、引き続き質問をさせていただきます。

予算書45ページ、予算概要書34ページ、2款総務費、1項一般管理費、2目広報費、ホームページの管理運営について質問させていただきます。

以前お聞きしたところ、ホームページの改修に関しましては、相当な金額がかかるのでと

いう話でありましたが、住民説明会でも、ホームページの情報が探しづらいという声が住民からございました。

今回、予算の中に、ホームページの運営管理費について予算を取られておるわけですが、令和7年度の段階で、意向調査に関しまして、どの程度作業を進めるのか質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（山口英司君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

渡邊議員のご質疑にお答えをいたします。

ホームページなのですが、今現在は、郡内の業者さん、測研さんのほうに運営管理を安価な金額でお願いをしています。

実際、先ほど渡邊議員からご質疑の中で、大変見にくい、確かに今、スマホ対応していない部分があります。実際7年度において、CMSの対応、CMSというのは実際、あまり中を知らなくても簡単にできるツールで、一般の職員でもできるということで、平成から始まっているんですが、令和7年度においては、基本的には職員を検討委員会、若い方を入れて進めていると思います。その中で、分かりやすい仕様になりたいという形で、7年度については検討して、スマホでも見やすい対応をしていければと思っています。よろしくお願いします。

○議長（山口英司君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 地域振興課長、ありがとうございました。

ホームページの村政情報について、先日、村のLINEの公式アカウントが開設をされたかと思います。LINEの公式アカウントのほうからホームページのほうに、どの程度誘導ができていますか。

また、その機能に併せて、子育て・教育についての各種申請などができるようになったと思うんですけども、その利用状況についても、数字的なものがあれば、併せてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山口英司君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） ホームページの関係で、LINEの関係なのですが、今現在1,019人ですか、昨日現在で登録があります。その中で、ホームページにアクセスしている、LINEじゃなくてアクセスをしている数なのですが、令和5年度については約4万8,000件、令和6年、今現在なのですが、約4万件のアクセスがあります。

その中で、例えば、登録者数が1,019人いるんですが、その中に、公式のホームページと電子申請、あと観光、防災、広報という形で、LINEの中にツールがあります。それをタップした数なんですが、今現在2850、登録者数が1,019人なので、リピーターの方もいっばいいて、2,850という数字になっているんですが、実際、登録者数も少ないので、今後については、周知をしながら進めていければと思っています。

それとあと、ホームページの中で電子申請があります。今、13の業務をやっておるんですが、主に児童手当関係が主だと思います。その中で、電子申請を使って申請をしている方については、今のところありません。こちらについても、まだ周知が足りないという部分がありますので、広報とかホームページで周知をしていければと思っています。よろしく願いをいたします。

○議長（山口英司君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 地域振興課長、ありがとうございました。

職員の方が一生懸命設定をしていただいて、電子申請などをできる環境を整えていただいているわけですので、ぜひ村民の方に周知をしていただいて、活用していただけるようにしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山口英司君） 6番、後藤議員。

○6番（後藤明宏君） 予算書の49ページ、2款1項4目企画費、村の中心地づくり事業について、地域資源の高付加価値化支援業務ですね。これについて、活動内容をお聞かせください。

○議長（山口英司君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

後藤明宏議員のご質疑にお答えをいたします。

地域資源の高付加価値支援事業ということで、220万円、予算を計上させていただいております。この内容なんですが、今年度も林業関係者を集めながら、中之条の木材活用センター、視察に行っ、何人かの、10人以上ですかね、行ったと思います。その中で話が出ていました。

地域資源の今回取組ということで、以前から地域資源ということで、木材関係、あと木育関係を進めておるんですが、これは農林課も絡む事業だと思います。実際、令和7年度においては、あくまでも木材を有効活用しながら、あとは木材の資源の循環の仕組みとかそうい

う部分を、企画とか計画を今年度つくりたいということです。

ただ、地域資源の循環ということで、林業関係が基盤産業にもなっているのです、例えば数年で、多分できる計画じゃないと思うんですよね。多分10年、20年かかる計画ですので、今年度においては、ある程度皆さんの協力を得ながら、そういう計画とか、あと企画立案をできればという内容になっています。

以上になります。

○議長（山口英司君） 6番、後藤議員。

○6番（後藤明宏君） ありがとうございます。

地域資源の発掘ですか、そういうの、すごく重要なことだと思います。高山村ですけれども、いろんな資源がまだ眠っていると思うんですよね。そういうところをなるべく調査して、発掘していただければ、ありがたいと思います。

続きまして、予算書の55ページ、2款1項5目企画費について、高山村地域振興券交付事業（住民配付型）なんですけれども、これについて、ここ数年の使用率というのと、配付金額が今年度まで、70歳以上5,000円、70歳未満3,000円とのことでしたが、7年度、村民1人当たり6,000円とした根拠についてお伺いいたします。

○議長（山口英司君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 地域振興券の関係なんです、令和5年度より以前、温泉の無料券の支給事業ということで継続をして、5年度から新しい事業になりました。

実際今、村内の登録事業者数、地域振興券を使える事業者数が37店舗あります。その中で、令和5年度の使用率なんです、95.6%、6年度、今現在というか、12月でもう終わっているんで確定だと思います、94.75%になります。配付的なものが、1,411世帯に配付をしております。

実際、今回一律で6,000円になった根拠なんです、実際、以前は福祉目的で、70歳未満については3,000円、70歳以上については5,000円ということで給付をしておりましたが、今年度当初で、コロナの臨時交付金の予算が約2,060万円つきましたので、その中というのが、交付金の内容なんです、物価高騰で、例えば生活者とか、あと事業者支援をしないという財源ですので、今回については利用券を使わせていただいた中で、あくまでも物価高騰、あと生活者、あと事業者の支援ということで、今年度については、一律6,000円ということで給付をしようということで考えています。

以上です。

○議長（山口英司君） 6番、後藤議員。

○6番（後藤明宏君） どうも説明ありがとうございました。

村民にとっては、金額のほうが上乘せになれば、喜ばしいことだと思います。今後とも、またよろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） 8番、後藤議員。

○8番（後藤 肇君） ちょっと戻っていただいて、49ページ、計画書ですね。

この中に、総合計画マネジメント事業ということで、111万円ぐらいの計上がございます。これの内容と、これ委託料でほとんどとなっているんですけども、その概要をちょっと説明いただければと思います。

○議長（山口英司君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 後藤議員のご質疑にお答えをいたします。

総合計画のマネジメント事業ということで、110万円計上させていただいております。

今年度、総合計画を、実際3か年で、今年度、新しく計画をつくり直す予定なんですけど、それに基づいて、その前に第5次総合計画のマネジメントもやっています。その中で事業検証したりマネジメントしている、今年度についても引き続き、第6次ができるわけですから、令和7年度においてもサマーレビューとか、実際業務が残っています。その中を委託していきたいということで考えています。

以上になります。

○議長（山口英司君） 8番、後藤議員。

○8番（後藤 肇君） 内容的にどうこうということではないんですけども、例えばその中で、第5次ではこうでした、その中で、特段これを第6次の中で適用していきたいとか、推し進めていきたいという項目があれば、教えていただきたいところがあるんですね。そうじゃないと、委託事業って、ただ委託しているだけですと、お願いしますよ、その中でというような言い方だけではなく、やはり具体的なものを中にワンポイント入れていくというのが必要じゃないかと思うんですけども、その辺が分かれば、ちょっとお願いいたします。

○議長（山口英司君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 事業検証ということで、サマーレビューを主に委託をしております。その中で、村の事業って結構件数が、300件ぐらいの事業件数があると思います。その中を仕分けをする、将来的には評価もしなくちゃならないんですけど、今現状については、今の事業検証ということで、優先順位をつけながら事業を進めています。その計画を手伝っ

ていただくような形の業務になるかと思います。

○議長（山口英司君） 8番、後藤議員。

○8番（後藤 肇君） 答弁のときに、よくそういう、今までの計画の中でというような総体的な話し方もあろうかと思うんですけども、じゃ、例えばその中で一つ、第6次についてはこれをというのはやっぱり、村長の意見なんかも入れていかなければいけないから、なかなか難しいかなとは思うんですけども、特段こういうあれが出ているとか、そういうものもやっぱり話題性として出していただいたほうが、私どもには分かりやすいわけですね。

そうじゃないと、何となくお願いしますよだけで終わって、何をお願いして、どういうことで結果を求めているのかという具体的なものがやはり出てこない、聞いているほうでも、何となく百何万円も出して、どういうことをやっているのかというのが不明なところが、ちょっとうかがえるかなという感じは持つわけです。その辺で何か答弁があれば、お願いします。

○議長（山口英司君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 詳しい内容ということになると、結局今、事業検証ということで私も申し上げたんですが、実際今、村のほうでも、例えば地域振興券の事業とか、あと中心地づくりの事業をやっています。その検証が、例えば、本当に目標に達しているかどうか、そういう部分を事業検証していくような形の事務委任になっています。

ただ、総合計画とはまた違うんですけども、あくまでも総合計画に基づいて、今、事業検証しているような形になりますので、個別に今、事業を少しずつ事業検証しているような費用で、業務委託をお願いしているような費用になっているかと思います。

○議長（山口英司君） 別件ですか。3回終わりました。

○8番（後藤 肇君） もうちょっと……

○議長（山口英司君） じゃ簡潔に、認めます。

○8番（後藤 肇君） ありがとうございます。

今、課長の話の中で、具体的な点が2点あったと思うんですね。そういったものをやはり話の中に取り入れていただいてと、聞いているほうでも分かりやすく、じゃこういうところを業務委託しているんだなというところで、全体的に大まかに言っているところってあろうかと思うんですけども、ぜひ具体的に、また説明お願いできればと思います。

以上です。

○議長（山口英司君） ここで暫時休憩します。

休憩 午前 11時03分

再開 午前 11時15分

○議長（山口英司君） それでは、1款及び2款についての質疑を再開します。

7番、佐藤議員。

○7番（佐藤晴夫君） 予算書51ページ、2款1項5目企画費で、テレビ無線共聴システム管理事業1,325万6,000円の予算措置であります。6年度、今回の補正で425万5,000円減額しております。

7年度当初では、共架柱ケーブル工事、送信局設備復旧工事を見込んでおりますが、これについては、修繕が必要になったときを想定して、緊急措置的に見込んでいるという考えでよろしいでしょうか。

○議長（山口英司君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

佐藤議員のご質疑にお答えをいたします。

佐藤議員の聞かれたとおり、緊急性があったことで補正をさせていただいて、減額をさせていただきました。

令和7年度においても予算を取っております。以前、村のほうでも5団体、原、判形、梅沢、尻高、城金山という施設の共聴組合がありました。老朽化に伴いまして、令和元年度と2年度において、今のシステムに変えております。実際、今のシステムについては、令和4年度から各家庭に個別のアンテナをつけていただいて、村内29か所のアンテナから今無線を受けて、テレビを見ているようなシステムになります。

今年度についても、事業費の中なんです。毎年かかる経費ということで、そのうち773万7,000円を見込んでおります。その内容的なものは、電気料とか保守委託料、あと使用料及び賃貸料の関係が入ってくるかと思えます。

あと2点ばかりあって、バッテリーの更新工事ということで、5年ごとに発生する工事があります。その金額が88万5,000円を見込んでおります。

あと残りなんです。有事の際、雷が落ちたり、例えばアンテナが壊れてしまったと、あとは個別案件で、例えばテレビが見られなくなっちゃったので、アンテナを村のほうで改善

をしてくださいという工事があった場合に、そういう部分の経費が約464万3,000円ということになります。その中は、修繕関係、あとは対策工事、あとはケーブル工事等が入っております。

以上になります。

○議長（山口英司君） 7番、佐藤議員。

○7番（佐藤晴夫君） そうすれば、村民になるべく不都合がないように対応してくれているということですのでよろしいのでしょうか。ありがとうございました。

○議長（山口英司君） 質疑はありませんか。

9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 予算書の39ページ、村史編さん事業について質問をいたします。

この事業は、昭和46年以降から現在までの村の歴史を後世へ伝えるべく、新修高山村史としてまとめるべき事業と書いております。6年度も予算の繰越しとなっておりますが、6年度の初めに執行部より、2か年の延長の報告がありました。現在1年が過ぎ、7年度で終わろうとしておりますけれども、その後の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（山口英司君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） お答えいたします。

村史編さん事業につきましては、令和元年度から当初、令和4年度までの継続事業として予定をしておりました。その後、1年延長させていただきまして、またその後、2年延長ということで、計7か年の延長となっております。令和7年度が一応最終年度ということで、現在その作成に取り組んでいるところでございます。

現在の進捗状況でございますけれども、現在、本編文章、この構成が半分強終わったところでございます。何とかこれを8月末までに、本編の文章、これを完了いたしまして、その後の作業としては、差し込む写真の選定、また、村史の後ろに資料編としてつける資料の選定・作成などがございます。全てできたところで、最終的に確認をいたしまして、完成ということになります。

この村史につきましては、全戸配布を予定しておりますので、今年度中には全戸配布ができるよう、鋭意努力をしてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（山口英司君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 村史は大変な事業だと思っておりますけれども、大分かかっておるので、ぜひ今年度中に完成をしていただけますよう、努力のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（山口英司君） 質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（山口英司君） 次に、3款及び4款について質疑を行います。

9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 103ページの予算書をお願いいたします。

原町日赤病院運営費助成金についてお尋ねをいたします。

6年度に、427万3,000円の減額となっております。7年度に、同じ金額の427万3,000円の増額の1,054万5,000円となっております。この助成金は、高山村経由で原町日赤病院に入り、特別交付増として高山村に入っていると思えますけれども、事業をしなかった、繰り越した、また特別交付税は、国に返還する義務があるのかないのか、お尋ねをいたします。

○議長（山口英司君） 保健みらい課長。

○保健みらい課長（金井 等君） 平形富二夫議員の質問につきましてご説明いたします。

不採算地区中核病院となっております原町赤十字病院につきましては、吾妻東部3町村で平成24年度より、地域医療の確保の観点から運営費の助成を行っております。

救急告示病院として助成を行っておりまして、負担割合につきましては、東吾妻町が2分の1、中之条町と高山村で残りの2分の1を人口割で負担しておりまして、高山村の負担の割合は9%となっております。

この助成につきましては、特別交付税が80%措置されておりまして、令和4年度の実績で助成額の歳出が357万2,000円、特別交付税分を差し引きますと、実質村の負担は71万4,000となります。

また、平成17年度の産婦人科常任医師の撤退から、脳神経外科、眼科、泌尿器科、皮膚科、麻酔科、平成4年度の小児科と常勤医師が撤退し、非常勤医師を確保して機能の維持を図ってまいりましたが、非常勤医師は高額な人件費が必要となり、吾妻東部3町村で令和2年度より、医師確保対策費の助成を行っております。

対策費の総額6,000万円のうち、原町赤十字病院が3,000万円、残りの3,000万円を運営費補助と同じ割合で負担をしております。この助成につきましては、特別交付税の措置がされないために、令和5年度の実績で村の負担は270万円となっております。

なお、令和3年、4年、5年度の運営費の助成及び令和3年、4年度の医師確保助成につきましては、コロナ対策の国の助成等により、原町赤十字病院が黒字経営となったため、当初の予算措置はしましたが、中之条町と高山村は助成を交付しておりません。

令和6年度につきましては、当初、令和5年度同様の予算を確保させていただきましたが、7月に原町赤十字病院より、運営費の助成項目のうち、不採算地区中核病院への助成に対する特別交付税の措置が令和6年度から適用になることから、医師確保助成を廃止して不採算地区の中核病院への助成へ切り替えてもらいたいとの要望が吾妻東部3町村にありまして、協議の結果、事業の切替えが決定し、9月補正において、医師確保対策費助成270万円を全額減額し、運営費助成の不採算地区中核病院分として、助成算定額7,747万5,000円のうち、高山村9%の負担分697万3,000円を計上させていただきました。この助成にも80%の特別交付税措置がされるため、実質村の負担は139万5,000円となり、医師確保助成よりも持ち出しは少なくなることとなります。

その後、東吾妻町及び中之条町より、特別交付税措置されるが、歳出が倍以上の補正となるため、事業の切替えはするが、今年度の助成金額については医師確保の助成と同じ金額にしてほしいとの協議があり、高山村につきましては270万円の助成となり、今回の補正で427万3,000円の減額をお願いしております。令和6年度の村の実質負担は、交付税措置分を差し引くと54万円となります。

なお、令和7年度からは、吾妻東部3町村で、不採算地区中核病院分助成算定額7,747万5,000円を同じ負担割で助成することとなりましたので、当初予算に計上させていただいております。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 大変ありがとうございました。

○議長（山口英司君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君） 次に、6款及び7款について質疑を行います。

5番、飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） 議案書131ページ、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業について質問をさせていただきます。

担い手不足等による森林の荒廃が進む中で、本事業は林業経営の健全化とともに、高山村の景観保全に大きく貢献していると思っておりますが、そこで、これまでの実績について、また、2つ目として、今後の推進方針についてお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） 農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 飯塚議員からのご質問にお答えいたします。

ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業のこれまでの実績についてですが、平成26年度よりこの事業を活用しており、令和6年度まで11年間、この事業を行っておりますが、総事業費が4億8,854万3,560円、実施面積で、下刈り管理が延べ面積で702.47ヘクタール、森林間伐が87.04ヘクタール、森林皆伐が61.7ヘクタール、竹林皆伐が37.97ヘクタールとなり、補助金総額が4億5,638万2,000円となり、率にして93.4%が補助金として事業費に充てられております。

また、今後の推進方針についてでございますが、役場の広報紙や役場窓口にチラシを置き、また、区長会議の際に、このぐんま緑の県民基金市町村提案型事業などを紹介し、村民の方へ周知をしていきたいと思っております。

ただ、このぐんま緑の県民基金市町村提案型事業については、要綱や運用基準など定められておりますので、事業採択に該当する事業箇所なのかを県と相談をしながら確認して、事業を推進してまいりたいと思っております。

説明は以上となりますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（山口英司君） 5番、飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） ありがとうございます。

ただいまの説明によりますと、この11年間で約5億円をかけて、下草刈りだけで700ヘクタールですか、しかもほとんど、これが補助金でできたということで、大変大きな成果であったというふうに思います。

先ほども述べさせていただきましたが、本事業の実施により、以前に比べ、山林が本当にきれいになったというふう実感しております。本年度も昨年度に比べ、大幅な予算を確保していただいたということでございます。ぜひ今後も計画的に事業の拡大を図り、事業を通して高山村の景観保全を推進し、高山村の山林が、外から訪れる人たちにとっても魅力あるものにしていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（山口英司君） 3番、唐澤議員。

○3番（唐澤徳治君） 予算書139ページ、概要書178ページ、7款商工費、1項商工費、12目観光施設費、みどりの村施設管理事業1,216万3,000円において、ナラ枯れ対策委託料600万円計上しておりますが、どのような伐採方法を考えているか、3点ちょっとお尋ねします。

予算を取っているけれども、なるべく経費削減を考えながら進めてもらいたいと思うんで

すけれども、そのうち1点目として、伐採をする事業者と打合せや検討をしながら、その中で、宿泊施設となっているバンガローなど操業率を確認しながら、悪いものは撤去するとか、場所を入替えるとか、キャンプ場の機能を維持しながら、上手に伐採できないのか。

2点目として、植えた木には伐採の時期があります。ナラの木などでは25年余りということであるので、効率的に付加価値のある伐採と、その後の植栽を検討してほしいと思います。

3点目として、ナラ枯れの原因となる虫の捕獲についても、静岡県森林研究所センターが提案しているクリアファイルを使ったトラップでの捕獲をしてみて、個体数がどれくらい取れるのかやってみる価値があると思いますが、その辺のことはどのように考えているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山口英司君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

唐澤議員のご質疑にお答えをいたします。

今現状なんです、今年の12月に補正を組ませていただいて、巨木を中心に、ゾーンは組まなかったんですが、約30本くらい玉切りにしてチップにして、ここについては燻蒸処理が終わっています。その関係で、引き続き令和7年度においても、その事業を継続してやりたいということで、先ほど3つの質疑をいただきました。

その中で、1つ目なんです、みどりの村の中で、施設はバンガロー、古い施設も結構あるんですが、村のほうでも、キャンプ場の施設については老朽化が進んでいますので、その改修を含めて、今後も検討していければと思っています。

また、施設の配置等を考えながら、新年度においては、伐採費用がかからないような形で、振興公社のほうに委託する事業で協議をしていきたいと思っていますので、現場を立ち会いながらキャンプ場をゾーニングして、エリアごとに区切って伐採をしていく方法がいいということも聞いていますので、それについては、現場と話をしながら進めていければと思っています。

2点目なんです、伐採した場所については、植栽は当然させていただきたいと思います。また25年後にも新たに、この問題が多分発生してくると思うんですね。実際、付加価値をつけるための伐採という形になれば、木材がうまく使えるようなときに伐採しないと、多分付加価値がついていかないと思いますので、25年後、職員も多分代替わりしています。その関係、引き続き引継ぎをしっかりとやって、良策をちょっと考えて、いい方法を考えて引継ぎをしたいと思っています。

3点目なんです、静岡県でトラップということで、クリアファイルを使って、ちょっと加工して、洗剤を入れるような形だと思うんですね。ちょっと私もホームページを見させてもらったら、1,000匹とか1万匹とか、5万匹ぐらいまで捕れると。ただ、その虫が発生する5月から8月ぐらいまでで、うまくトラップを仕掛けられればいいと思いますので、今年度については、その時期を見計らって、現場とちょっと打合せをしながら、試験的にやってみたいと思います。

以上になります。

○議長（山口英司君） 唐澤議員。

○3番（唐澤徳治君） ありがとうございます。

伐採方法については分かりました。バンガローとかそういうものを維持しながら、稼働率、そういうものを検討しながら、やっていただきたいと思います。

また、植える木なんかも検討しなきゃ、ナラにとらわれず、いろいろなことを考えながら、やってもらえればと思いますし、また植付けについても、小学生、中学生、児童にしてもらって、教育を兼ねながらの植栽のやり方もありますし、あとは、ふるさと納税を活用した植栽などもあります。そういったことを検討しながら、やっていただきたい。

それと、トラップの試験ですか、それはぜひやってみてもらって、結果報告をまたお願いしたいと思いますので、ぜひともよろしく申し上げます。

それと、村が所管している森林ですか、地域振興課だけでなく、農林課所管でも結婚の森などもあります。それも巨木になっておりますので、そういうことも考えながらやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（山口英司君） 8番、後藤議員。

○8番（後藤 肇君） 計画の125ページ、これの中で、農地をよくする事業ということで190万円ぐらいの予算があって、昨年度これ、原材料とか、機械でどこか修理するとかと、そういう補助に充てているのかなと思うんですけれども、通告していないので、昨年度の利用率というのはどのくらい、簡単に説明いただければと思います。

○議長（山口英司君） 農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 後藤肇議員のご質問でございますが、昨年度の実績、今手元に資料がないため、改めて確認しましてお答えさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（山口英司君） 後藤議員。

○8番（後藤 肇君） すみません、突然の質問で申し訳ございませんけれども、今、地域計画とかそういうのを立てておりますので、ぜひ農地をよくするという項目、原材料とか機械を貸し出すということだけではなく、何か方法を変えて、耕作が荒れている地盤を、何かもう少しできるようなシステムを考えていていただきたいような気がいたしましたので、質問させていただきました。後でまた結構なので、それでちょっとお願いいたします。

以上です。

○議長（山口英司君） ほかに質疑ありませんか。

7番、佐藤議員。

○7番（佐藤晴夫君） 予算書の131ページ、6款2項3目公営林整備事業の中で、先ほど議員が言ったように、ぐま緑の県民基金市町村提案型事業1億1,281万6,000円ほど予算が取っております。

この中で内訳として、12節7,448万3,000円、18節負担金、補助及び交付金3,833万円ほど事業費を見込んでおりますが、予算の中で、この事業に対して、実際業者と、どのような事業を委託しているのかと、補助金について、補助金を出しているところはどのような事業で、どのような方々に補助金を出しているのか、この辺の内訳を教えていただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山口英司君） 農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 佐藤議員からのご質問にお答えいたします。

ぐま緑の県民基金市町村提案型事業についてですが、12節委託料における業務委託料については、村の入札審査会により入札参加資格のある業者を選定し、指名競争入札により業者を決めておりますが、主に吾妻森林組合などが落札して行っておりますが、事業内容としましては、困難地支援整備ということで、刈払いや間伐、皆伐や竹林の整備などを実施しております。

令和7年度では、山林内の立木の全伐など皆伐を38.94ヘクタール、山林内の立木の抜き切り伐採などの間伐を1.55ヘクタール、竹林全伐を0.31ヘクタール計画しております。新年度より採択基準が大幅に変わり、作業箇所の一統化、道路脇、人家の周辺に区域をまとめたため、施業面積が増え、事業の増となっております。

また、18節補助金による事業ですが、こちらは村から管理費として、補助金を各工区に支出しており、それを財源として各工区ごとに、過去に同事業または同等作業の実績のある村

内の業者から選定して作業をお願いしており、令和7年度では刈払い作業管理事業として、1工区から23工区までで森林面積97.23ヘクタール、竹林面積15.69ヘクタールを計画しております。

また、苗木の購入では、間伐した箇所14工区分で、皆伐した山林への植栽、苗木代などを見込んでおります。そして、資材購入費としまして、獣害による被害が出た箇所に薬剤を散布するコニファー水和剤の購入などを計画しております。

この管理工区というのが、森林所有者に代わって10年間森林を適正に整備を行う管理団体、NPO、ボランティア団体に補助を行うと、要綱上規定がありますが、実際は吾妻郡全体を見ても、行政区等で管理をしております。高山村では任意団体、例えば高山村1工区といった団体をつくり、その団体に対して補助をして管理事業を行っており、現在23工区ほどございます。

説明は以上となりますが、よろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） 7番、佐藤議員。

○7番（佐藤晴夫君） 先ほど飯塚議員も、これに関連して質問しましたが、こういった予算がたくさん使えて、村の環境整備につながれば、一番のことだと思っておりますので、今後ともこの事業をもっと続けていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（山口英司君） 次に、8款及び9款について質疑を行います。

6番、後藤議員。

○6番（後藤明宏君） 予算書の145ページ、8款2項4目橋りょう長寿命化事業について、7年度の事業内容をお願いしたいんですが、予算、今年1,800万円強、令和7年度についているんですけども、以前と比べると、大分少なくなっているような気がします。その件でお伺いいたします。

○議長（山口英司君） 建設課長。

○建設課長（割田信一君） 後藤明宏議員の質疑にお答えいたします。

橋りょう長寿命化事業の今期の事業内容ですが、議員がおっしゃったとおり、予算書145ページ、予算概要書は186ページとなります。

まず、当該事業の概要ですが、老朽化の進む橋梁について、定期点検による健全度の把握と計画的な補修により長寿命化を図るというもので、活動内容といたしますと、日常的な維

持管理に加え、令和7年度は補修工事1橋、定期点検、長寿命化修繕計画の更新を予定しています。

具体的に主な事業を申し上げますと、村道東原線の小学校近くにある黄昏橋の補修工事が902万円で、主な工事内容は、橋の桁部分の剝離と塗装及び防護柵の撤去と設置などです。また、この工事に伴う積算及び現場監督補助業務委託料が180万4,000円となります。

そのほかには、橋梁定期点検業務委託料が380万円で、この定期点検業務は村道にある96橋を5つのエリアに分け、毎年1エリアずつ点検しており、令和7年度は新田上、五領、役原エリアの20橋を予定しています。また、橋りょう長寿命化修繕計画更新業務委託料が200万円で、この計画の更新は5年に一度実施することとなっており、補助金を申請する際の必要な要件となっています。

なお、これらの費用に対する財源は、国費の道路メンテナンス事業費補助金を793万6,000円と過疎対策事業債を590万円予定しており、一般財源は458万8,000円となります。

また、昨年度と比較して事業量が減ったという件に関しましては、点検をした結果、橋の状況を示す判定をいたします。その段階で、3判定ですと補助率が上がりますが、2判定の橋を工事しても補助率が下がってしまうということで、3判定であるものが今、山吹橋のみとなっておりますので、そのところを補修いたすということで、補助金を有利に使いたいという計画でございます。

以上で、後藤明宏議員の質疑に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 6番、後藤議員。

○6番（後藤明宏君） ありがとうございます。

そうしますと、ある程度危険な橋というのは工事のほうを終了したということで、今後また経過を見ながら、橋梁については進めていくということでよろしいんですかね。

○議長（山口英司君） 建設課長。

○建設課長（割田信一君） ありがとうございます。

先ほど申し上げた点検業務が、毎年5エリアを1エリアずつしておりまして、そこでまた、点検結果に基づく判定が悪ければ、今後進めてまいりたいと思いますけれども、今のところ、具体的には3判定のものは特にありませんので、今後出た場合、そちらに対応していくというようなこととなります。よろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） 6番、後藤議員。

○6番（後藤明宏君） 分かりました。よろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） ほかに質疑はありませんか。

9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 149ページをお願いいたします。

耐震改修促進事業について質問いたします。

毎年同じ予算の6万3,000円が計上されております。しかし、10年以上たっても、診断を受ける方がいないように見えます。また、診断を受けても、悪い診断になっても自己負担がかかるわけでございます。今のところでは補助金もありません。

村では、新築、中古住宅、住宅改修などに補助金が多く出ております。自然災害が多い中、耐震改修にも補助金を考えたかどうかと思えますけれども、答弁をお願いいたします。

○議長（山口英司君） 建設課長。

○建設課長（割田信一君） 平形富二夫議員の質疑にお答えします。

まず、当該事業の概要なんですけれども、地震に関する建築物の安全性の確保・向上を図るために耐震診断を促進し、震災に強いまちづくりを推進するというところで、昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅または併用住宅で木造平家建てまたは2階建ての在来軸組工法によって建築されたものを対象として、診断の費用を負担するというものです。

この事業は、実施要綱が平成22年4月から施行されていて、制度の周知が不足している面もあろうかと思いますが、今まで申請の実績はありません。

なお、診断をするのみの費用負担が村の要綱であるわけですけれども、それに対する結果の補助については、ここですぐどうこうと言える問題でもありませんので、村で行っております未来プロジェクト会議また財政係等でもんで、また内容を検討していければと思いますので、その方向でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山口英司君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 答弁ありがとうございました。

補助金が出せない場合であれば、長い間予算だけ計上しているの、節設定のみでもよろしいんじゃないかと思ひますけれども、よろしくお願ひいたします。

○議長（山口英司君） 建設課長。

○建設課長（割田信一君） 議員のおっしゃるように、あまり申請の見込みがないようでしたら、節設定のみとしておき、申請された段階で補正予算等の対応とするといった手法もあろうかと思ひますけれども、今後の課題として、財政係と相談し、予算計上の在り方について検討してまいりたいと思ひますので、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山口英司君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（山口英司君） 次に、10款について質疑を行います。

9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 予算書の155ページをお願いいたします。

防災事務費の中の防災関連消耗品414万3,000円、食糧費18万1,000円について質問いたします。

総務文教常任委員会では、視察に行ったときに、賞味期限が切れる前に村民の皆様を試食してもらったらどうかという話が出ましたが、その後どういたしましたか。

また、令和7年度に消耗品、食料品の予算が多く組まれており、切替えの時期なのかなと思いました。賞味期限というのはどのくらいの年数があるのか、ネットで調べましたけれども、種類が多く、あまり勉強になりませんでした。

そこで、高山村で管理をしている消耗品や食料品の賞味期限をお伺いいたします。

○議長（山口英司君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） お答えいたします。

令和7年度予算で購入を考えておりますものは、アルファ化米1,800食、長期保存水1,800リットル、保存用パン900食と毛布200枚、トイレ用の便袋2,200枚を予定しております。これは議員おっしゃるとおり、消費期限切れに伴う入替え、これと併せまして、今まで160名分としておりました備蓄量、これを300名分へと増やしたいというものと併せたものでございます。

現在の備蓄品のうち、消費期限切れとなりますのは、アルファ化米の1,000食分、それからミルクビスケット488缶、これが消費期限切れとなります。これらの処分方法についてなんですが、ただごみとして廃棄するのではなくて、学校などでの防災教育に活用していただいたり、また、ふるさと祭りなど村のイベント時に、希望者への配布などを考えておるところでございますが、いずれにいたしましても、防災へ関心を寄せていただけるような、そういった方法が取ればよろしいのかなということで考えております。またここについても、こういった方法がどうだということでご提案をいただければ、大変助かると思うんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、賞味期限の関係についてでございます。

高山村で保存しているものということになりますが、アルファ化米については保存期限が

7年ということでございます。物によって、やっぱり長短ございますけれども、通常、大体5年ぐらいの保存期間が多いようでございます。選定・購入に当たりましては、なるべくこれの長いものを選んでまいりたいというふうには考えてございます。

ただ、やっぱり食べるものですので、長ければいいということじゃなくて、ある程度味も、今の時代、重要になってくるのかなということもございます。ある程度、試食などもできるようなところもございますから、そこと併せて、総合的に判断をしてまいりたいというふうに思っています。

それと、長期保存水については、これが割と長くて、保存期限が15年保存ということになってございます。それから、予定をしています保存用パン、これについても7年保存ということで、比較的長期なものとなってございます。そのほかの備蓄品につきましては、特に消費期限はないということでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山口英司君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 総務課長、ありがとうございます。

議会から視察に行ったときに、賞味期限前に村民の皆さんに試食してもらいたいということを取り入れていただきまして、大変ありがとうございます。終わります。

○議長（山口英司君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（山口英司君） 再開します。

午前中の本会議における後藤肇議員からの質疑に対して、保留としていた答弁をしたい旨の申出がありました。これを許可します。

農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 先ほどお答えできなかった後藤肇議員からのご質問にお答えします。

議案書125ページの農地をよくする協働事業の令和6年度の実績でございますが、5月に関田見沢用水組合より、農業用水の分岐箇所を整備として、キャリアカーの使用料やバック

ホウのリース料など、見積額で5万5,000円の申請が1件あったのみでございます。

この農地をよくする協働事業ですが、受益者5名以上で、業者の協力を得ながら施行するもので、ボランティア保険料や機械の借り上げ料、工事材料購入費などの費用となり、令和5年度では申請4件ありまして、112万8,131円の支出となっております。

説明は以上となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山口英司君） 引き続き、10款について質疑を行います。

1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 予算書159ページ、予算概要書201ページ、10款教育費、1項教育総務費の中の備品購入費、G I G Aスクール端末更新事業962万円について質疑いたします。

来年度、児童・生徒用の端末170台を新しい端末に更新するということですが、現使用している端末が学校で使われなくなった後の活用方法について、OSのサポートが切れるまでは利用できるのではないかと思います、お考えがあればお聞かせください。よろしくお願いいします。

○議長（山口英司君） 教育課長。

○教育課長（飯塚優一郎君） 渡邊議員から、G I G A端末の更新によりまして、古いi P a dの活用法についてご質問がありました。

教育委員会のほうでは、昨年ですか、未来プロジェクト会議でG I G A端末の更新の話をしたときに、更新されて古くなったi P a dの活用方法のほうを検討させていただきました。ただ、5年経過しているということで、現在もバッテリーの不具合だとかも出始めておりますので、長くは使えないということで認識しております。

ただし、まだ使える部分がありますので、まずは役場の職員のほうに、役場とか、あとは、小学校のほうはi P a dあるんですけれども、こども園だとか保育所のほうの職員で有効活用してみて、その後しばらく使えるようでしたら、そのほか余った分についても、活用方法のほうを検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山口英司君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 教育課長、答弁ありがとうございます。

使えるうちはちょっと、何かしら活用ができればと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（山口英司君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（山口英司君） 次に、12款から14款及び歳入について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山口英司君） 次に、議案第24号から議案第30号までの7議案について、一括して質疑を行います。

なお、質疑の際には、会計名、ページ及び事業名称など、質問箇所を明示してからお願いします。

1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 議案第29号 令和7年度高山村簡易水道事業会計予算、予算書は17ページ、予算概要書は297ページになります。

収入、1款簡易水道事業費用、1項営業収益、3目給水収益、簡易水道事業に関して、2点ほど伺いたいと思います。

令和7年度の現年度使用予定額が4,258万3,000円と、簡易水道事業の給水収益が200万円以上減っております。また、その下の2、営業外収益、1、他会計補助金が、令和6年度では705万円だったのが令和7年度では1,067万7,000円と、一般会計からの補助金が350万円ほど増えております。

水道・下水道はインフラとして、住民生活に直結するものです。しかし、公営企業会計として独立採算という考え、原則から、赤字会計ということになると、水道料金基本料金の見直し、値上げ等も検討していく必要が出てくるのではと考えますが、いかがでしょうか。

2点目が、支出、予算書24ページのほうにあります総係費の中に、13節の経営戦略見直し業務委託料445万3,000円というのがありました。

簡易水道事業基本計画、水道事業ビジョン経営戦略を令和3年3月に作成しています。水をきれいにする事業についても同様に、基本計画、ビジョン、経営戦略がありまして、こちらにも経営戦略見直し業務委託料が発生しております。今後の経営戦略として、どのように改定していくのかをお聞きいたします。よろしく申し上げます。

○議長（山口英司君） 建設課長。

○建設課長（割田信一君） 渡邊議員の質疑にお答えいたします。

まず、1点目についてですが、議員ご指摘のとおり、前年度当初予算と比較すると、給水収益の現年度使用料が減額となり、補助金が増額となっております。これらの要因といたし

ましては、給水収益の減額は人口減少や節水意識の高まりなどが考えられます。また、補助金の増額については、給水収益が減額となったことに加え、施設や設備の老朽化などによる修繕費や水質検査の新規項目の追加などによる事業費用が増加したことなどが要因となります。

議員がおっしゃるとおり、水道や下水道は住民生活に欠かせないインフラですので、破綻させるわけにはいきません。これらの企業会計は、本来ならば収益で必要な費用を賄う独立採算が原則論としてありますが、費用を賄うほどの収益がありませんので、一般会計からの補助金を繰り入れて会計を運営しています。

今後の水道料金の見直しなどにつきましては、次の2点目の質疑の経営戦略と関係する部分もありますが、現在作成されている経営戦略を令和7年度に見直すこととなっております。この見直しには、今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映、減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映、物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映、これらを反映した上での収支を維持する上で、必要となる経営改革、料金改定、広域化、民間活用、効率化、事業廃止等の検討などを投資・財政計画に盛り込むことが、持続可能なサービスの提供に不可欠とされておりますので、この中で料金の見直しを検討していくこととなると思います。

なお、簡易水道事業と水をきれいにする事業の両公営企業会計についての見直しを、総務省が実施しています経営財務マネジメント強化事業を活用して、アドバイザーの派遣による人的支援を受け、実効性のあるよりよい計画を策定したいと考えております。

以上で、渡邊議員の質疑に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 建設課長、ありがとうございました。

私も先日、自治体財政の研修の際に、地方自治体の財政負担が発生しないアドバイザー派遣について知りました。こういった制度は、ぜひ活用してはどうかと提案しようと思っていたところなんですが、村の財政負担が発生しないアドバイザー派遣制度なので、積極的に活用していただきたいと思います。

今回取り上げた水道事業のみならず、様々な面で、村民に共有すべき重要なポイントがあると考えています。特にインフラについては、村民全体の公益事業であると、そして、その会計の透明性と運営の共有化が確保されるべきと考えております。

ぜひ今回を機会に、なかなかこういった経営戦略等は、知られていない部分がありますの

で、村民へ様々な面でさらなる共有をお願いしたいと思います。質問を終わります。

以上です。

○議長（山口英司君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君） これで質疑を終わります。

これから議案第23号から議案第30号までの8議案について、一括して討論を行います。
討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから議案ごとに採決を行います。

最初に、議案第23号 令和7年度高山村一般会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和7年度高山村国民健康保険特別会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和7年度高山村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和7年度高山村介護保険特別会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和7年度高山村土地開発事業特別会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和7年度高山村農業用水事業特別会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和7年度高山村簡易水道事業会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和7年度高山村水をきれいにする事業会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

○議長（山口英司君） 日程第35、委員会の閉会中継続調査（審査）申出書についてを議題とします。

お諮りします。申出書のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり閉会中継続調査（審査）とすることに決定しました。

◎議員派遣について

○議長（山口英司君） 日程第36、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（山口英司君） これで、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

会期14日間にわたり慎重審議、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和7年第1回高山村議会定例会を閉会します。

閉会 午後 1時17分